

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

令和 7 年度 認証評価

鈴鹿大学短期大学部
自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書	1
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準 I 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	15
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	18
[テーマ 基準 I -C 社会貢献]	22
[テーマ 基準 I -D 内部質保証]	29
【基準 II 教育課程と学生支援】	33
[テーマ 基準 II -A 教育課程]	33
[テーマ 基準 II -B 学習成果]	41
[テーマ 基準 II -C 入学者選抜]	44
[テーマ 基準 II -D 学生支援]	45
【基準 III 教育資源と財的資源】	52
[テーマ 基準 III -A 人的資源]	52
[テーマ 基準 III -B 物的資源]	57
[テーマ 基準 III -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	59
[テーマ 基準 III -D 財的資源]	62
【基準 IV 短期大学運営とガバナンス】	67
[テーマ 基準 IV -A 理事会運営]	67
[テーマ 基準 IV -B 教学運営]	69
[テーマ 基準 IV -C ガバナンス]	70
[テーマ 基準 IV -D 情報公表]	71

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、鈴鹿大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 6 月 30 日

理事長

水谷 明弘

学長

水谷 明弘

ALO

乾 陽子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 2 年	6 月	堀榮二が米国留学から帰国し名古屋市に「英習字簿記学会」を創立、初代校長に就任
大正 4 年	4 月	享栄簿記英語学校認可(阪本名古屋市長命名の「享栄学校」認可)
大正 7 年	10 月	実業学校令による乙種認可校となり「享栄貿易学校」と校名変更
大正 14 年	4 月	「享栄商業学校」と校名変更
大正 14 年	9 月	実業学校令による甲種商業学校に昇格、「享栄商業タイピスト学校」独立
昭和 19 年	3 月	「享栄女子商業学校」と校名変更財団法人享栄学園を設立
昭和 21 年	4 月	創立者堀榮二急逝
昭和 21 年	5 月	第 2 代理事長・校長に堀敬文就任
昭和 23 年	4 月	学制改革により「享栄商業高等学校」、「享栄中学校」として新発足
昭和 26 年	3 月	学校法人享栄学園となる
昭和 29 年	4 月	「享栄幼稚園」開園
昭和 38 年	4 月	「鈴鹿高等学校」開校
昭和 38 年	11 月	享栄学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 40 年	3 月	「享栄中学校」廃校
昭和 41 年	4 月	「鈴鹿短期大学(家政科)」開学
昭和 42 年	10 月	「享栄商業高等学校」を「享栄高等学校」と校名変更
昭和 44 年	2 月	鈴鹿短期大学家政学科第 3 部認可
昭和 48 年	10 月	享栄学園創立 60 周年記念式典挙行
昭和 58 年	4 月	「享栄高等学校栄徳分校」開校
昭和 58 年	10 月	享栄学園創立 70 周年記念式典挙行
昭和 59 年	4 月	享栄タイピスト専門学校にビジネス情報科新設
昭和 60 年	4 月	「享栄高等学校栄徳分校」を「栄徳高等学校」として独立開講 「享栄タイピスト専門学校」を「専門学校享栄ビジネスカレッジ」と校名変更
昭和 61 年	4 月	「鈴鹿中学校」開校
平成 6 年	4 月	「鈴鹿国際大学」開学
平成 6 年	11 月	享栄学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 10 年	4 月	「鈴鹿短期大学」を「鈴鹿国際大学短期大学部」と校名変更
平成 12 年	7 月	第 3 代理事長に堀敬史就任
平成 15 年	9 月	享栄学園創立 90 周年記念式典挙行
平成 18 年	4 月	「鈴鹿国際大学短期大学部」を「鈴鹿短期大学」と校名変更
平成 22 年	3 月	「専門学校享栄ビジネスカレッジ」廃校

平成 22 年	4 月	第 4 代理事長に杉山榮子就任
平成 23 年	4 月	第 5 代理事長に佐治晴夫就任
平成 25 年	4 月	第 6 代理事長に垣尾和彥就任
平成 25 年	9 月	享栄学園創立 100 周年記念式典挙行
平成 26 年	4 月	法人分離により、学校法人享栄学園、学校法人愛知享栄学園、学校法人鈴鹿享栄学園発足
平成 31 年	4 月	第 7 代理事長に市野聖治就任
令和 4 年	1 月	第 8 代理事長に箕輪田晃就任
令和 7 年	4 月	「鈴鹿大学短期大学部」募集停止
令和 7 年	6 月	第 9 代理事長に水谷明弘就任

<短期大学の沿革>

昭和 41 年	4 月	鈴鹿短期大学(家政学科)開学
昭和 42 年	3 月	栄養士養成施設として厚生大臣指定
	4 月	家政科を家政専攻と食物栄養専攻に専攻分離
昭和 44 年	2 月	家政学科第三部認可
	4 月	家政科を家政学科に名称変更
		家政専攻に養護教諭養成課程を設置、養護教諭コースとする
		家政学科第 3 部を設置
昭和 59 年	4 月	商経学科新設
昭和 62 年	4 月	家政専攻・家政コースを服飾科学コースに変更
平成元年	3 月	家政学科第 3 部廃止
	4 月	家政専攻に食文化コース新設(定員増認可)
平成 2 年	4 月	家政学科の家政専攻に食文化コースを設置
		教職課程廃止〔中学校教諭 2 級普通免許状(保健)〕
平成 3 年	4 月	家政学科が生活学科に、家政専攻を生活学専攻に、養護教諭コースを養護教諭・福祉コースに名称変更
		生活学科、男女共学となる(養護教諭・福祉コース除く)
		生活学専攻入学定員を 100 人から 150 人に、商経学科入学定員を 100 人から 150 人に期間限定変更
平成 4 年	4 月	養護教諭・福祉コースが男女共学となる
平成 6 年	4 月	商経学科募集停止
	6 月	生活学専攻に生活コース設置
平成 9 年	3 月	商経学科廃止
平成 10 年	4 月	校名を鈴鹿国際大学短期大学部と変更
		生活学専攻入学定員を 150 名から 60 名に、食物栄養専攻入学定員を 50 名から 40 名に変更
平成 12 年	4 月	生活学専攻生活コースを生活情報コースに変更
		教職課程廃止〔中学校教諭 2 種免許状(家庭)〕

		生活学専攻期間限定入学定員 60 名を恒常的入学定員 60 名に変更
平成 16 年	4 月	生活学専攻保育士コースを設置
		生活学専攻入学定員を 60 名から 90 名に変更
平成 17 年	4 月	生活学専攻とこども学専攻に専攻分離
		こども学専攻に教職課程設置〔幼稚園教諭 2 種免許状〕、食物栄養専攻に教職課程設置〔栄養教諭 2 種免許状〕
平成 18 年	4 月	校名を鈴鹿短期大学と変更
平成 19 年	4 月	こども学専攻入学定員を 50 名から 70 名に変更
平成 21 年	4 月	生活コミュニケーション学研究所設置
平成 22 年	4 月	生活学専攻に生活コミュニケーションコース設置
平成 23 年	4 月	生活学科を生活コミュニケーション学科に学科名変更
		生活学専攻を生活コミュニケーション学専攻に、食物栄養専攻を食物栄養学専攻に専攻名変更
		専攻科健康生活学専攻（2 年課程）設置
		教職課程設置〔養護教諭 1 種免許状〕
平成 24 年	3 月	郡山キャンパスへ移転
平成 27 年	4 月	校名を鈴鹿大学短期大学部と変更
		鈴鹿大学短期大学部、生活コミュニケーション学科こども学専攻入学定員を 70 名から 90 名に変更
平成 28 年	4 月	専攻科こども教育学専攻（2 年課程）設置
		教職課程設置〔幼稚園教諭 1 種免許状〕
平成 28 年	11 月	鈴鹿大学短期大学部創立 50 周年記念式典挙行
平成 29 年	4 月	生活コミュニケーション学専攻の学生募集停止
		こども学専攻入学定員 90 名を 50 名に変更
平成 30 年	4 月	生活コミュニケーション学専攻廃止
平成 31 年	4 月	専攻科学生募集停止
令和 2 年	4 月	専攻科廃止
令和 3 年	4 月	こども学専攻に教職課程設置〔小学校教諭 2 種免許状〕
令和 7 年	4 月	学生募集停止

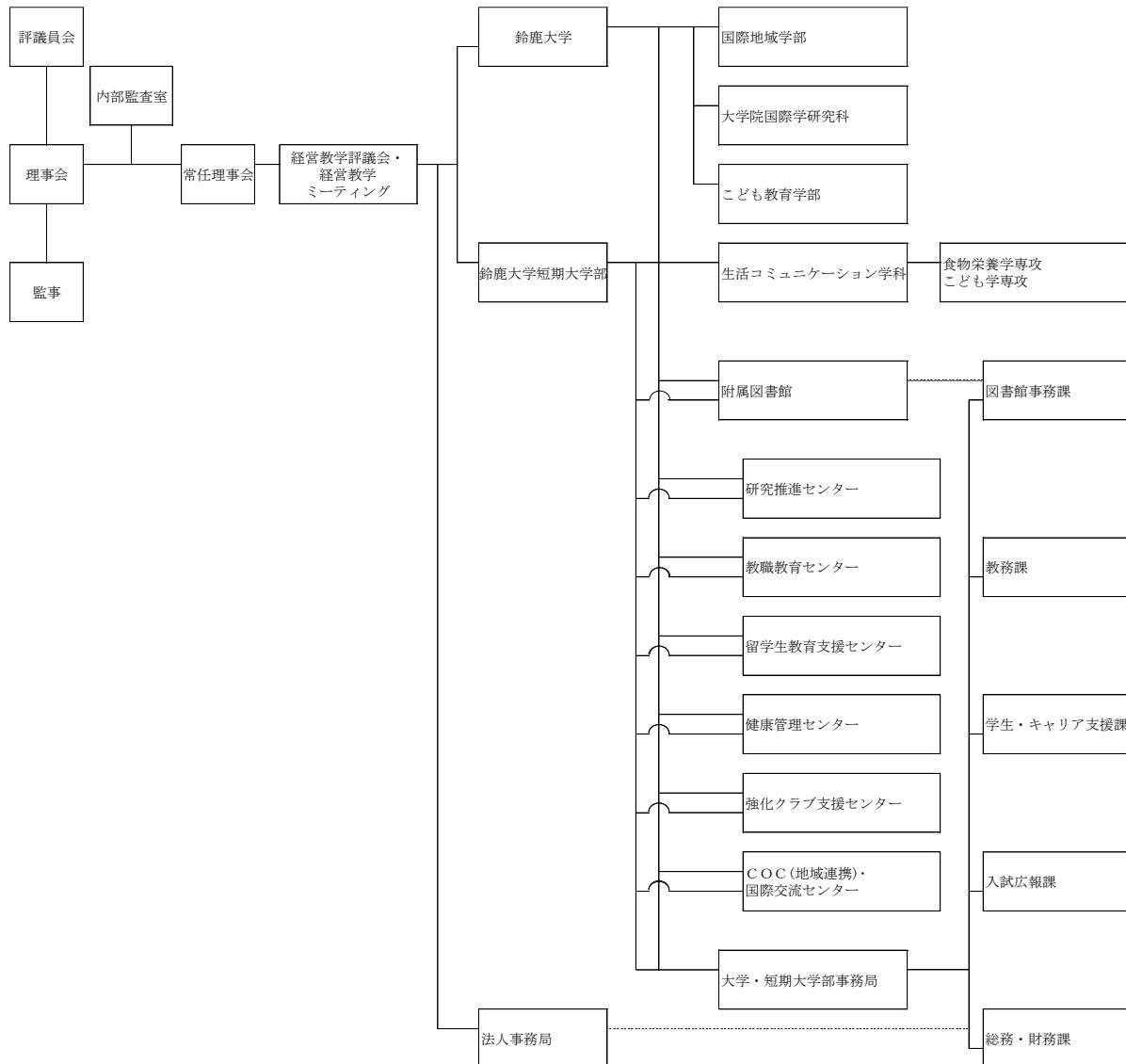
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
鈴鹿大学 (大学院含む)	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	180	730	541
鈴鹿大学 短期大学部	三重県鈴鹿市郡山町 663-222	0	90	18

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

鈴鹿市の総人口は 193,761 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）であり、平成 21（2009）年をピークに減少に転じている。年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の 3 区分でみると、年少人口と生産年齢人口は一貫して減少する見込みとなっているが、老人人口は一貫して増加する見込みとなっている。

高齢者の死亡数が出生数を上回ることが人口減少の主な要因であり、大学進学など就学や就労を理由とした転出超過が続いていることも影響している。今後も生産年齢人口の加速度的な減少が進み、労働力不足が懸念されている。

三重県全体の人口は、平成 19（2007）年の 187 万人をピークに減少に転じている。今後も減少局面に入り、令和 22（2040）年では、150 万人と予想され、将来的にはさらに減少が見込まれている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
三重県	37	75.5	31	100	41	93.2	36	97.3	17	89.5
愛知県	1	2.0	0	0	0	0	1	2.7	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	11	22.4	0	0	3	6.8	0	0	2	10.5

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 6（2024）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は昭和 41 年 4 月に開学し、当時三重県唯一の栄養士養成施設として今日の礎を築いてきた。平成 24 年には東に伊勢湾、西には鈴鹿山脈が眺望できる小高い丘の上に立地している鈴鹿大学郡山キャンパスへの移転を行い現在に至っている。

キャンパスの所在地は鈴鹿市（人口約 20 万人）であるが、津市（人口約 27 万人）、亀山

市（人口約5万人）に隣接する地域であり、これら近隣の市を中心に事業所、学校、保育所、幼稚園などに多くの卒業生を輩出している。栄養士および保育士・幼稚園教諭とともに、地域社会における高等教育機関の一翼を担うと共に地域社会から大きく期待されている。亀山市教育委員会とは幼児教育の充実等に関することで連携・協力体制にある。県内高校との高大連携授業、教員の出前講座、一般市民への公開講座など本学の教育・研究成果を地域に還元し、広く地域社会へ学びの場を提供している。

本学の立地を活かし、鈴鹿市社会福祉協議会とは災害発生時に相互に連携・協力する体制を整えており、毎年連絡会議と防災訓練を行っている。

■ 地域社会の産業の状況

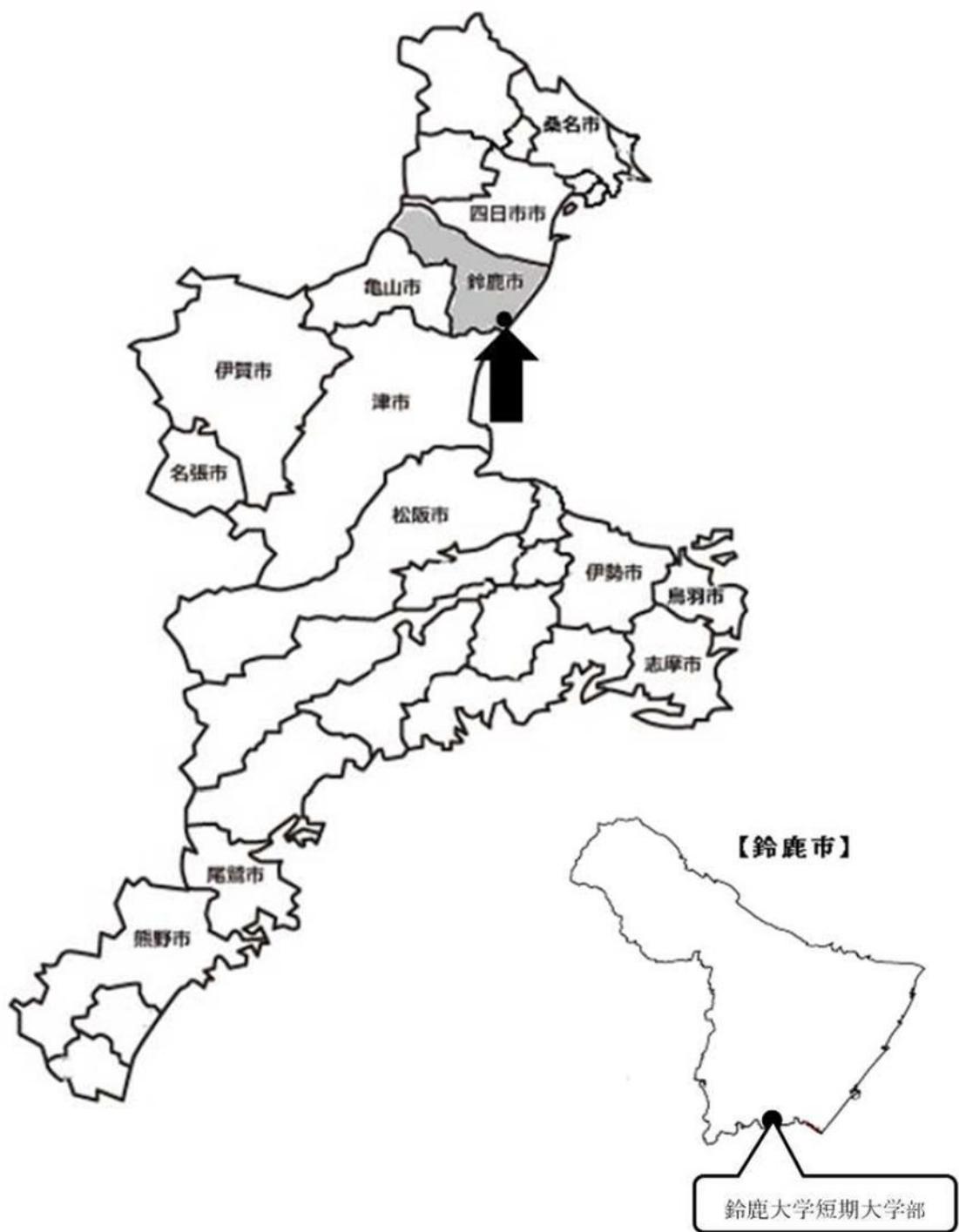
鈴鹿市は日本のはば中央に位置し、海や山などの豊かな自然と温暖な気候に恵まれている。また、産業と文化がバランスよく発展を遂げ、自動車レースの最高峰「F1」が開催されるモータースポーツのまちとして全国的にも知られている。

農林水産業については、豊かで恵まれた自然環境から、古くから農業、漁業が盛んに行われている。サツキやツツジなどの植木が盛んであり、また収穫前に覆いをかぶせる「かぶせ茶」は全国有数の産地である。

産業基盤の礎となる本田技研工業株式会社鈴鹿製作所の立地に伴い、裾野の広い自動車産業の恩恵を受け、同所を中心として、さまざまな素材を用いた自動車部品の製造・加工業など自動車関連産業の集積が進み、輸送機械器具製造業が鈴鹿市の産業において大きなウエイトを占めている。

昭和37年に「鈴鹿サーキット」が開設され、多くの国際レースなどに直接・間接的に参加し、究極の競争で鍛え抜かれた技術を活かし、レース用の車両や部品などの特殊用途製品のほか、医療・福祉、エネルギー、航空宇宙産業への応用展開、自動車部品の試作や量産へのフィードバックなど活躍の場を拡げている。製造業ばかりではなく商業・サービス業も活発であり、鈴鹿市はバランスのとれた産業構造を形成している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 公的資金の適正管理の状況（令和6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理の状況は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19（2007）年2月15日文部科学大臣決定）に基づき、「学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程」「学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程」を整備している。

公的研究費運営管理規程では、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者として学科長を任命、コンプライアンス推進責任者は、専攻科及び附属図書館並びに大学・短期大学部事務局における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、適正な執行・不正防止に努め、研究者に対しては研修会を実施している。

【体制と役割】

1. 最高管理責任者（学長）の職務
 - (1) 不正防止対策の基本方針の策定・周知
 - (2) 行動規範の策定・周知
 - (3) (1) 及び (2) を実施するための必要な措置
2. 統括管理責任者（学科長）の職務
 - (1) 基本方針に基づく具体的な対策の策定、実施
 - (2) 実施状況の把握及び最高管理責任者への報告
3. コンプライアンス推進責任者（学科、専攻科及び附属図書館の長）の職務
 - (1) 部局内の対策実施状況の統括管理責任者への報告
 - (2) 部局内構成員全員（以下「構成員」という。）へのコンプライアンス教育の定期的な実施
 - (3) 構成員へのモニタリングの実施
 - (4) 構成員への改善指導
 - (5) 部局内での管理監督及び指導体制の構築

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の自己点検・評価委員会は、「大学及び短大の学長、大学及び短大の副学長、大学学部長、研究科長、短期大学部学科長」「事務局長、総務・財務課長、教務課長、学生・キャリア支援課長、入試広報課長」「その他、学長が指名する者」で構成しており、事務は、総務・財務課が担当している。

委員長	准教授 原 仁志	(鈴鹿大学 ALO)
構成員	学 長 水谷 明弘	(大学・短期大学部学長、大学・短期大学部事務局長)
構成員	教 授 今光 俊介	(副学長、国際地域学部長)
構成員	教 授 田中 利佳	(副学長)
構成員	教 授 上田 ゆかり	(鈴鹿大学 こども教育学部長)
構成員	教 授 富本 真理子	(鈴鹿大学大学院 国際学研究科長)
構成員	教 授 梅原 賴子	(生活コミュニケーション学科長)
構成員	准教授 木下 麻衣	(入試広報委員長)
構成員	教 授 乾 陽子	(学生・キャリア支援委員長、ALO)
構成員	准教授 石川 拓次	(教務委員長)
構成員	事 務 堤 秀紀	(法人事務局長代理)
構成員	事 務 生川 幸紀	(総務・財務課長、入試広報課長、図書館事務課長)
構成員	事 務 金原 美也子	(教務課長)
構成員	事 務 今田 祯浩	(学生・キャリア支援課長)

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表することを目的として、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部合同の自己点検・評価委員会を設置している。

構成員は、大学及び短大の学長、大学及び短大の副学長、大学学部長、研究科長、短期大学部学科長、事務局長、総務・財務課長、教務課長、学生・キャリア支援課長、入試広報課長、その他学長が指名する者と事務職員である。構成員は、所属する学部・学科との連絡調整を図っている。

委員会は必要に応じ隨時開催しており、委員会内に設置するFD・SD推進部会とIR推進部会の活動も含め、年間を通して評価活動を推進する体制を取っている。

委員会に付議する事項は、次のとおりとなっている。

- (1) 自己点検・評価の方針、点検・評価項目に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 認証評価に関すること。
- (4) 自己点検評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (5) その他、自己点検・評価に関し、学長が必要と認めること。

学長は委員会の審議に関する事項について、必要に応じ教授会の意見を聴いてこれを決定することとなっている。また審議された事項の実行に当たっては、会議終了後学園裏議規程等に基づき、権限者の決裁を得た後に行わなければならないとなっている。

自己点検・評価委員会にはFD・SD推進部会とIR推進部会が置かれており、それぞれの推進部会の運営については、それぞれの規程に定められている。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は、「誠実で信頼される人に」を建学の精神に掲げるとともに、教育理念「本学の建学の精神を体し有能な職業人として知識・技能を身につけ、社会が望む信頼される近代人として資質を高めるために、平素の学業に精励する」を掲げている。教育の目的については、鈴鹿大学短期大学部学則第1条に「本学は、教育基本法および私立学校法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」と定めている。

具体的な学習目標は下記の通り、「あてになる人物になろう」「働くことの喜びを知ろう」「全力をふるって事にあたる体験をもとう」「感謝の気持ちと畏敬の念をもとう」「正しく日本を愛し、国民的視野を広げる人になろう」の5つを掲げている。

1. あてになる人物になろう

あてになる人物とは、頼りになる人、信頼できる人、頼もしい人のことである。付和雷同しない思慮の深さと意志の強さをもつ人、和して同じない勇気をもつ人である。お互いに不信をいだかなければならないような社会ほど不幸な社会はない。現代人の危機は、人間がお互いの信頼性を欠いている点にあるのではなかろうか。

2. 働くことの喜びを知ろう

日本人は、本来勤勉な国民である。戦後の荒廃から立ち上がり、今日の経済的繁栄をもたらしたのは日本人の勤勉さの賜である。勤勉な資質の裏付けがあつてはじめて、豊かさを享受することができ、生活にゆとりを持つことが可能となろう。われわれは自己の仕事を愛し、仕事に忠実であり、仕事に打ち込むことができる人でなければならない。

3. 全力をふるって事にあたる体験をもとう

勉学であれ、スポーツであれ全力を傾けて打ち込むことが望ましい。例えば、スポーツで、炎天下体力の限界ぎりぎりまで、強力な精神力で自己に打ち克つといった体験をすることが非常に貴重である。こうした体験は、本人の自信にもつながり、実社会に出ても大いに役立つことであろう。実社会でスポーツ選手が歓迎される所以もここにある。

4. 感謝の気持ちと畏敬の念をもとう

創立者は、感謝の念の強い人であった。仏教に帰依し、昭和5（1930）年に享栄寺本堂を建立したのもこの感謝の念からであった。

たえず不平不満を感じる人ほど不幸な人はない。小さな好意や親切にも感謝できる人は幸福である。感謝の念に裏付けられて社会は明るくなり、健全な進歩が期待されるのである。また、われわれは生命の根源に対して畏敬の念をいだくべきである。われわれは自ら自己の生命を生んだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命があり、宇宙の生命がある。ここにいう生命とは、単に肉体的な生命を指すので

はない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源に対する畏敬の念が眞の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もこれに基づいて生ずるのである。

5. 正しく日本を愛し、国際的視野を広げる人になろう

創立者は、長らくアメリカに滞在し国際的視野を身につけ、技術的にはアメリカのものを多く導入したが、精神的には強く日本のようにひかれ、國を愛する念が強かった。今後ますます進展する国際化時代を迎へ、国際社会で活躍していくためには、正しく日本を愛し、その上で、国際的視野を広げ、異文化を理解し、人間愛に基づく広い視野をもって、国際社会の要請に応えていかなければならない。

今日、世界において、国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。個人の幸福も安全も國家によるところが極めて多い。自国の存在に無関心であり、その価値の向上に努めずして、その価値を無視したり、その存在を破壊しようとする者は自国を憎むものである。われわれは日本を正しく愛さなければなければならない。

建学の精神「誠実で信頼される人に」は、教育理念、教育の目的とともに明確に示している。また、建学の精神は、教育基本法や私立学校法に基づいて「社会が望む信頼される近代人の育成」や「地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成すること」を掲げているため公共性を有していると考える。

建学の精神、教育理念、教育の目的は、ウェブサイトで公表し、学内外へ表明している。学生に対しては、キャンパスガイド、年度始めのオリエンテーションや、卒業必修科目「総合演習」において専攻別に指導を行っており、学内において共有している。さらに、毎年実施する教育後援会では、保護者にも説明し共有している。教職員に対しては、年度初めの研修会で学長、理事長から説明され、新任の教員についても、着任後速やかにオリエンテーションを実施し、学長から建学の精神、教育目的・教育目標について説明をしている。

また、建学の精神は、玄関前ホールに額入りのものを掲示、さらに学内の各教室にも掲示しており、常に、来学者、学生、教職員に周知している。

これらのことから、建学の精神や教育理念は学生や教職員に浸透し、学内外において共有していると言える。

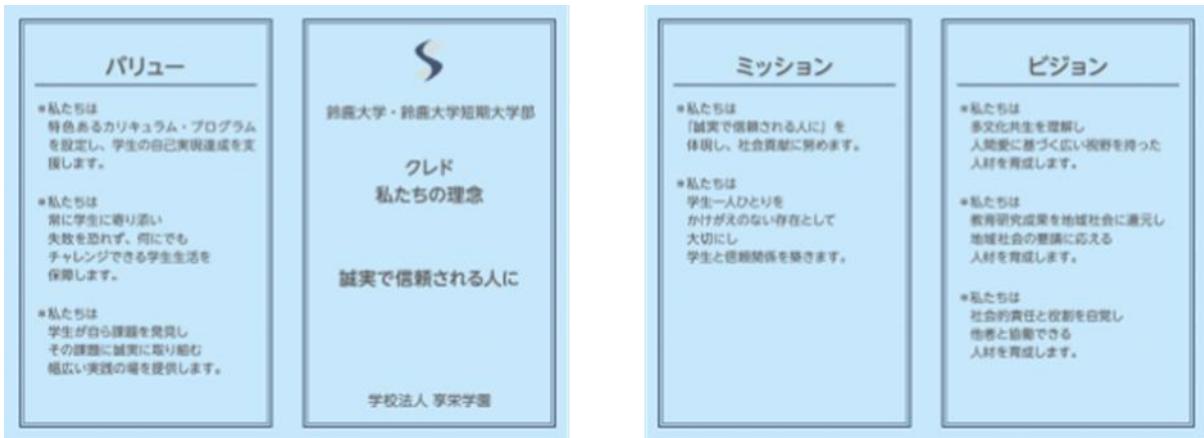
＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

建学の精神は、学生や教職員、学内外へ公表し、周知されるよう努めている。しかし、理解度や実践状況の検証は行っていないため、建学の精神がどの程度定着しているのかはわからない。

今後の取り組みとしては、学生への建学の精神の定着度を測る試みとして、建学の精神を取り扱う授業科目において建学の精神の理解度や定着度を評価できる指標を設定することが考えられる。この取り組みは、教務委員会、キャリア支援委員会、総務・財務課などと連携をして進める。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学は、クレドを制定している。クレドは、学校の基本理念のうち、教職員の仕事に向かう信念を内外にわかりやすく伝えるものと理解されており、享栄学園の歴史、建学の精神とともに教職員の行動指針として、これを制定している。そして名刺サイズに印刷したものを作成し、全教職員に配布し、常に意識するようにしている。



[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学の教育目的は、建学の精神に基づいて学則第1条に定めている。本学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教育を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的としている。学科の人材養成および教育目的・教育目標は、専攻別に定めている。

食物栄養学専攻は、自身の専門分野に軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える地球的規模の課題を、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる実務的人材の育成を目的としている。わが国は、目下人口構成の変化、社会生活環境の複雑化にともない、健康阻害要因が増加しているが、栄養、運動、休養のバランスの取れた健全なライフスタイルを確立するため、栄養士の活躍分野は一層拡大している。このような現状を鑑み視野の広い優れた栄養士の養成を目標とする。さらに、栄養士免許証を基礎資格として教育職員免許法およびその施行規則に基づき、小中学校における子どもたちの食教育を担う栄養教諭を育成している。

こども学専攻では、教育職員免許法・児童福祉法および関連法規に基づいた正しい知識と技術を持つとともに、時代の新たな要請に応える資質を持った専門職としての小学校教諭、幼稚園教諭および保育士の養成を目的としている。

教育目的・教育目標はキャンパスガイドやウェブサイトで公開しており、学内外へ公表している。入学者には、教育目的・教育目標が記されたキャンパスガイドを配布し、入学後の専攻別オリエンテーションにおいて、各専攻主任およびゼミナール担当教員が説明している。また、オープンキャンパス・入試相談会において、その参加者に教育目的・教育目標を分かりやすく説明している。

本学の学則第1条「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、短期大学教育を通じて広く教養を与え深く専門の学術技能を授けるとともに、旺盛な自主の精神と強い責任感を涵養して、地域文化の向上と産業の発展に寄与し得る人材を育成することを目的とする。」に沿って、学科・各専攻の教育目的・目標に基づく人材養成を実施し、地域・社会の要請に応えているかについて、各実習を通して毎年点検を行っている。

こども学専攻においては、各種校外実習（保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅱ（保育所）および幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ）において、担当教員が実習先の巡回を行い、学生の実習の様子や課題等の聞き取りを行っている。その聞き取り内容については、専攻会議の際に報告され、各教員間で共有している。また、実習巡回報告書として提出され、学内の教職員にて共有を行っている。また、校外実習においては、実習の評価として、各学生の実習評価が行われている。こども学専攻で使用している校外実習の評価票については、三重県内の幼稚園教諭・保育士養成校3校が共通して使用しているものである。評価された内容については、実習担当教員が集計し、集計結果については、専攻会議や教職教育センター会

議にて報告されている。

食物栄養学専攻では、給食実務論実習Ⅱ（校外実習）において専攻の教員が分担し、実習先の巡回を行い、学生の実習の様子や課題等の聞き取りを行っている。その聞き取り内容については実習巡回報告書にまとめ、専攻会議で報告され、各教員間で共有している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学では、建学の精神である「誠実で信頼される人に」を実現するために、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいてアセスメント・ポリシーやループリックにより学習成果を定めている。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成するために、授業科目ごとの到達目標はシラバスに示しており、授業内で学生に周知している。また、学科および専攻の教育目的・教育目標を明確に示したうえで、それに基づいて策定した各専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と授業の関連性をシラバスに記載している。

シラバスに記載した単位の認定は、明示された成績評価の方法・基準により、筆記試験またはレポート試験により評価を行っているが、授業形態に応じて、作品、成果物、実技試験や平常の成績などと組み合わせて総合的に評価し単位認定を行っている。また、各専攻で行われる学外実習の評価については、重要な学習成果として、その後の学習への指標としても用いられている。学習成果については、試験の成績評価、卒業要件および学位について鈴鹿大学短期大学部学則に定めており、キャンパスガイドに記載している。免許や資格取得についても学習成果と捉えているが、食物栄養学専攻では卒業要件に加えて、栄養士資格、栄養教諭2種免許、こども学専攻では卒業要件に加えて、保育士資格、幼稚園教諭2種免許などダブルライセンス、トリプルライセンスを取得する学生が多い。こども学専攻において、2021年度入学生より、小学校教諭2種免許も取得可能である。

成績評価は、GPA制度を導入している。GPAは客観的な学習成果の指標として、学生にも示しており、成績順位や奨学金、各種校外実習の条件などにも利用している。学習成果を量的・質的データとして測定する方法として学習の記録（履修カルテ）を教職課程の一部の授業科目で採用している。

以上のように、学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、就職状況、授業評価アンケート、学習の記録（履修カルテ）などにより測定することができる。授業科目ごとの到達目標は、授業担当者および各専攻、学科で定期的に点検しており、シラバスやウェブサイトにより学内外に公表している。

自己点検・評価報告書を毎年作成する際に学習成果を学校教育法の短期大学規定（第108条）に照らして点検を行っている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I -B-3 の現状>

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、学長のリーダーシップのもと、組織的に議論し、教授会の議を経て策定を行っている。平成29年度には大学・短期大学部共通の教育目標を策定するにあたり見直しを行っている。また令和2年度には3つのポリシーを関連付けて一体的に見直しを実施した。

建学の精神である「誠実で信頼される人に」に基づいて、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）においては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を実現するために各専攻で定めている。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づいて、どのような入学者を求めているのかを「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の3つにわけて明確に示している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティングなど、さまざまな機会を利用しての説明をしており、学内外に明確に示している。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）と同様に、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションやゼミナール担当教員によるガイダンスなど、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）においては、生活コミュニケーション学科および各専攻において、キャンパスガイドにおいて学内に示すとともに、ウェブサイト、学生募集要項において入学希望者や学外に対して明確に示している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

各専攻の教育目的・教育目標の点検・確認は、建学の精神に基づいていることを前提として行ってきたため、意識的な点検・確認を必ずしも十分に行ってこなかった。そのことから、専攻会議および短期大学部全体で点検・確認が必要である。また、各授業担当者は初回の授業において、授業概要や到達目標を学生に説明しているが、学習成果をより明確な基準を用いて査定を実施することが今後の課題である。

各専攻においてさまざまな形で学習成果を定めている。しかし、それぞれの学習成果の関連性についての分析や検討はあまりされていない。また、学習成果を学生に対してより分かりやすく可視化することができれば、学生の学習意欲は向上し学習成果が得られると考えられる。また、その可視化された情報による学習指導は強化されるものと考えられる。

学生募集要項は、入学希望者に対して入試方法を明確に示すものであり、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）は、必ず示す必要がある。そのため、令和5年度以降の学生募集要項には専攻ごとのアドミッション・ポリシーを記載することとしている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、学習内容や学習方法、評価について示されていることが望ましいため、学習方法と評価についても記載を行った。

さらに、3つのポリシーについては、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュ

ラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を一体的に策定（P）しているものの、3つのポリシーに基づく組織的で体系的な教育の展開と学生の学習成果の評価（D）や3つのポリシーに基づく大学の取組の評価（C）、評価に基づく改善（A）までには至っていないのが課題である。三つのポリシーに基づく全学的な教学マネジメントが確立されていないことが要因であると考えられるため、見直しを行いよりよい教育活動を実現できるようにする。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、教育・研究成果を地域に還元し、また学びの場を提供することを目的として、こどもから大人まで対象とした公開講座を実施している。公開講座などの地域社会への貢献については、COC（地域連携）センターを中心に企画・運営している。COC（地域連携）センターでは、教育・学術の国際交流及び地域社会の教育・文化の向上に資することを目的として、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 COC（地域連携）・国際交流センター規程に基づき以下の事業を行っている。

- (1) 行政、諸団体等との連携業務及び協定締結に関すること。
- (2) 公開講座運営規程に基づく講座の企画・運営に関する事業
- (3) 海外大学等との協定締結に関すること。
- (4) 学術交流及び学生交流に関すること。
- (5) 学生の海外留学に関すること。
- (6) その他センターに関し、学長が必要と認めること。

鈴鹿大学および鈴鹿大学短期大学部の教員が協働し、教員のそれぞれの専門知識と研究成果を社会に還元すべく、幅広い年齢層のニーズに応えるための複数の公開講座を毎年開講している。令和6（2024）年度は、受講者のニーズに幅広く応えつつ、新たに提案し実施した。8講座のうち6講座は開講成立（5名以上）し、参加者数は累計で93名となった。

【公開講座一覧】

開催日	講座名	内容	受講者数
5月18日（土）	キリストian弾圧の歴史をたどる 津城下まち歩きツアーワーク	津カトリック教会（イセタニコレクション）⇒お城西公園（切支丹殉教記念碑）⇒正覚寺（石姫石棺）。藤堂家キリストian秘話と、非公開キリストian遺物鑑賞を含め、1.5kmを説明しながら、約2時間かけて歩いて回る。	21人
6月15日（土）	パン教室	バナナとカスタードクリームを包んだ「バナナボートパン」を作る。生地をこねるところからすべて手作業で行う。自分のパンは自分で作るので安心。お土産つき。	24人
7月13日（土）	海外旅行により安全安心に行くためのリスク管理を学ぼう！	旅行は長寿の秘訣。特に海外旅行はアドレナリンがぐっと上がる。しかしながら、病気や怪我、窃盗等のリスクがある。より安心安全な海外旅行をするためのリスク管理方法を旅行のリスクマネジメントの専門家が教える。	15人

9月 14日 (土)	はじめてのピアノ de 弾き語りに挑戦♪	本学ならではの1人1台完備のClavinovaを使って、お気に入りの曲を演奏する。ピアノ経験がなくてもご安心を♪簡単なコード理論も解説する。将来、幼稚園や小学校の先生、保育士になりたいなどと考えている高校生も、大歓迎！	10人
9月 21日 (土)	プログラミング 超入門 Scratchで ゲームをつくろう	小学校でもプログラミング教育が必修となった。小学校でもよく使われているScratchでゲームづくりにチャレンジする。論理的に考えていく力である「プログラミング的思考」を体験してみる。	27人
11月 2日 (土)	俳句はカナダで どう詠まれたか(2)	カナダの日系人が第二次世界大戦の抑留中に書いた俳句を、英語話者の視点から英語で語る。2022年度報告に続く第2弾。全て英語で行う。	12人

公開講座とは別に、地域の方々に聴講生として後期の正規授業の公開を行った。

1科目1名の参加があった。今後は、広報活動を見直し、周知に努める必要がある。

	月	火	水	木	金
1限 9:00 ～ 10:30	・地域産業論（金子） ・日本政治外交史（松下）				・情報処理論（原） ・地域研究・アメリカ（杉浦）
2限 10:40 ～ 12:10	・中国の言語と文化II（細井） ・国際関係論（松下）	・三重・鈴鹿学（富本） ・国際経営戦略論（金子）	・東アジア文化論 /異文化コミュニケーションII（竹野）		・地域の中のことにも学（石川）
3限 13:00 ～ 14:30		・簿記入門（李）			
4限 14:40 ～ 16:10	・韓国語II（舟橋） ・中国語II（細井）				

鈴鹿市（鈴鹿市教育委員会を含む）とは、平成15（2003）年9月に学官連携に関する協定を結び、年に1回、定期協議会を開催している。定期協議会では、双方からの要望が確認され、鈴鹿市からの要望に応えるよう努めている。

鈴鹿市が市民大学として開講しているすずか市民アカデミー「まなベル」や、三重県内の高等教育機関と県民とをつなぐ公開セミナー「みえアカデミックセミナー」へも毎年講師を派遣し、生涯学習への貢献活動を行っている。令和6（2024）年度は、「まなべる」において

て2講座、「みえアカデミックセミナー」において2講座を、本学教員が提供した。詳細は下記のとおりである。

【まなべる】

日 時	令和6年10月5日（土） 10：00～11：30
会 場	B棟101 講義室
講座名	有害鳥獣駆除とジビエ利活用の可能性
講座内容	近年、狩猟や有害鳥獣対策として捕獲されたシカやイノシシを食肉（ジビエ）として有効活用し、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献する取り組みが広がっています。本講座では、ジビエの有効活用と現代の食課題、環境問題について考えるために、資料やデータをもとに、分かりやすく解説しました。
講 師	短期大学部 教授 櫻井 秀樹
参加人数	12人
アンケート結果	①満足：5人、②おおむね満足：6人、③やや不満：0人、未記入・無効：1人

日 時	令和6年11月30日（土） 10：00～11：30
会 場	B棟101 講義室
講座名	高齢期と青年期それぞれの継承—キリスト教と仏教に学ぶ—
講座内容	宗教指導者たちが高齢期をどう生き、次世代に何を伝えてきたか。青年期を生きる宗教青年会メンバーが、どのように活動し次世代に何を伝えようとしているか。約20年間、講師がフィールドワークで見聞して来た「継承」について、受講者の方々が日常的に関わる機会の少ない宗教の現場について語りました。
講 師	こども教育学部 教授 川又 俊則
参加人数	21人
アンケート結果	①満足：6人、②おおむね満足：14人、③やや不満：0人、回答なし：1人

【みえアカデミックセミナー】

日 時	令和6年7月24日（水） 13：30～15：00
会 場	三重県文化会館 レセプションルーム
講座名	体罰イメージの変遷～西洋の教育思想に焦点をあてて～
講座内容	現在、教育現場で子どもに体罰をふるうことは許されないが、どうしてそういう認識が広く社会で当然視されるようになったのか。中世、近世、近代における西洋の教育思想から、体罰の捉え方の変遷とその背景について解説した。
講 師	短期大学部 助教 井上 剛男
参加人数	35人
アンケートコメント	・体罰=しつけと考えている日がどの世代も多いと思います。人権尊重ということを学ばないといけないと感じました。ほか

日 時	令和6年7月27日（土） 13：30～15：00
会 場	三重県文化会館 レセプションルーム
講座名	多民族国家マレーシアからみた日本
講座内容	東南アジアにおいて経済発展著しいマレーシア。同国は主にマレー系、華人系、インド系、それ以外の少数民族からなる多民族国家だ。1957年の独立以降、マレーシアは多民族社会ゆえの様々な軋轢を乗り越え、今日の繁栄を築いている。そんなマレーシアの視点から多文化共生を目指す日本社会の今後を考えてみた。
講 師	国際地域学部 助教 竹野 富之
参加人数	64人
アンケートコメント	・今の日本の労働力不足からくる移民政策についての課題と向き合うのに役立つ研究だと思いました。ほか

令和6（2024）年度の鈴鹿中等教育学校・鈴鹿高等学校との連携事業では、幼児教育クラスは、2年生は「身体運動」「制作活動」、「音楽活動」など4回（うち2回が大学生と合同授業）、3年生は「保育者の資質とマナー」、「乳児保育」など3回（うち2回が大学生と合同授業）の講義を実施した。看護医療クラスは、2年生は「バイタルサインと妊婦体験」を1回、3年生は「バイタルサインの測定とグループワーク」を1回といった講義を実施した。

高大接続に関わる連携事業は、高等学校に在籍する生徒の資質向上や将来の職業選択を行う上で重要であるほか、高等学校と本学の教員同士の交流を通して、双方の教育やキャリア支援体制の質改善にも繋がる。地域の教育力向上に寄与するものであると考えている。

企業等との連携についても協定を締結し、各企業の方を授業の講師として招聘して地域の課題解決に取り組むなど、連携・協働に力を入れている。令和6（2024）年度は、食物栄養学専攻の学生がスズカ未来様をはじめ、株式会社タスカル様、味の素株式会社様のご協力のもと、「こども食堂」運営から見える子どもの孤食や貧困問題に取り組んだ。このプロジェクトでは、味の素株式会社の冷凍唐揚げや香味ペーストを使用することで、こども食堂側には時短になり低価格になるよう、またこどもには栄養がありみんなで楽しく食べられるようなレシピを考案した。

【協定書】

協定先	内容
鈴鹿市	鈴鹿国際大学と鈴鹿市との学官連携に関する協定書
鈴鹿市	大規模災害時における避難場所としての使用に関する協定書
社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と学校法人享栄学園鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との災害発生時における相互協力に関する協定書
全国「道の駅」連絡会	「道の駅」就労体験型実習の実施に関する基本協定

有限会社ホテル・ニューいろは	彩花亭の経営コンサルティング実践に関する産学連携基本協定書
株式会社ワンピース	株式会社ワンピースと鈴鹿大学短期大学部との産学連携基本協定書
SUZUKA 産学官交流会	ラシニングバイクプロジェクトに関する基本協定書
株式会社日本政策金融公庫津支店 株式会社日本政策金融公庫四日市支店	起業家教育及び産学連携の協力推進に関する協定書
株式会社タスカル	株式会社タスカルと学校法人享栄学園との産学連携基本協定書
三重県	鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部への三重県営住宅の提供に関する協定書
NPO 法人三重県生涯スポーツ協会	NPO 法人三重県生涯スポーツ協会とのデータサイエンス教育に関する協定書
株式会社三重スポーツコミュニケーションズ	株式会社三重スポーツコミュニケーションズとのデータサイエンス教育に関する協定書
陸上自衛隊航空学校	鈴鹿大学短期大学部校外実習生受け入れ協力に関する協定書
一般社団法人鈴鹿市観光協会	一般社団法人鈴鹿市観光協会と学校法人享栄学園の相互連携に関する協定書
太門通商株式会社	太門通商株式会社と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との産学連携基本協定書
日清医療食品株式会社	日清医療食品株式会社と鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部との産学連携基本協定書
東海東京ファイナンシャル・ホールディングス株式会社	寄附講座の実施に関する覚書
公益財団法人日本スポーツ施設協会	公認スポーツ施設管理士養成講座開講及び資格認定試験の実施に関する協定書
特定非営利活動法人三重県生涯スポーツ協会 三幸株式会社	スポーツビジネス人材の育成に関する産学連携基本協定書
NPO 法人三重花菖蒲スポーツクラブ	スポーツ経営人材の育成に関する産学連携基本協定書
株式会社スズカ未来	株式会社スズカ未来と学校法人享栄学園との産学連携基本協定書
陸上自衛隊久井駐屯地	校外実習性受け入れ協力に関する協定書
陸上自衛隊航空学校明野駐屯地	校外実習性受け入れ協力に関する協定書
一般財団法人答志島スポーツ・文化クラブ	スポーツ経営人材の育成に関する産学連携協定書
一般財団法人 UAV&INC 協会	一般財団法人 UAV&INC 協会との連携に関する協定書
NAJC	鈴鹿大学と NAJC の教育パートナーシップに関する協定

三重大学 他 11 高等教育機関 三重県	「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書
三重大学 他 12 高等教育機関	高等教育コンソーシアムみえ単位互換に関する協定書
亀山市教育委員会	亀山教育委員会と鈴鹿大学との連携に関する協定書
亀山市教育委員会	亀山教育委員会と鈴鹿大学短期大学部との連携に関する協定書
蘇州人旺資源服務有限公司	中国人留学生の就職支援に関する協定書
尾鷲市	尾鷲市インターンシップの取扱いに関する協定書
特定非営利活動法人三重県生涯スポーツ 協会	インターンシップに関する協定書
一般社団法人グローバル愛知	外国人留学生インターンシップの受入に関する覚書
ジャパン HR ソリューションズ株式会社	外国人留学生インターンシップの受入に関する覚書

ボランティア活動については、こども学専攻の学生が、平成 30（2018）年より三重県立の大型児童館「みえこどもの城」にて、毎年継続してイベントを開催している。公益財団法人三重こどもわかもの育成財団のご協力のもと、未就学児から小学生低学年の一般親子を対象とした学生が主体（企画・チラシ作成・実践）のイベントを継続している。令和 6（2024）年度は、テーマを『すずたんのおねえさんたちとあそぼう～あわてんぼうのサンタクロースがやってきた』とし、学生 6 名が地域に貢献した。学生は、地域社会と繋がることにより、準備・実践を通して、一層コミュニケーション能力を高め、個々の得意分野を活かすことにより自信に繋げ、卒業後の生きる力に繋がっている。

子育て支援事業であるあそび広場「すずちゃん」は、地域の親子が集い、子どもが楽しく遊んだり、親と子が交流したりする機会を提供している。また、子ども同士、親同士が自然に交流できる環境を作り、子どもの健やかな育ちを支えている。親のニーズに応じ、子育て等に関する情報の提供や相談を通して、親が安心して子育てができる環境を整えてきた。学生は実践活動を展開し、保育の実践力を高める場となっている。令和 6 年度は、5 月から 1 月まで開催した。通常の内容 7 回、外部講師によるリトミック 4 回を実施し、子ども 101 名、保護者 96 名、学生のべ 64 名の参加があった。教育・保育実習では学ぶことのできない保護者支援の学びが期待でき、実習に先立って保育指導の学びも得ることができる機会となつた。指導計画案に基づいた保育の充実を図り、毎回振り返りのミーティングをもつて成果、課題を語りあつた。合わせて振り返りシートを提出させ、授業としての総括も行ってきた。模擬保育を実践することで、学生に十分な学びの場を提供することができた。

＜テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題＞

本学が地域と連携し、また地域に貢献できる内容は多岐にわたる。教員においては、高等教育機関として地域の地方公共団体や企業、教育機関と連携・協働したり、その専門的知見を活かした講座や地域の諸活動に対する指導助言、さらに地域の一員として災害時のボラ

ンティアへの協力をhattたりしてきている。学生においては、こども学専攻の学生が、毎年継続してイベントを開催したり、子育て支援事業であるあそび広場「すずちゃん」に参加したりしてきた。こうした教員や学生による社会貢献は、本学にとっても地域社会にとっても双方に利点があり、いわゆる win-win の関係が成立している。

こうした活動を持続可能にするために、ひとつあげられる課題は、広報の問題である。各イベントの場合は、行政機関が広報を担っていたり、直接に依頼がきたりする。一方、公開講座や授業公開、子育て支援など本学が企画した内容を、いかに地域にアナウンスしていくかである。大学 HP、ちらしの配布、行政機関との連携などの方法をとっているが、社会のニーズに対して、周知の面で十分対応できているかが課題である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I -D-1 の現状>

本学では鈴鹿大学短期大学部学則第4条において「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。」として、自己点検・評価のため、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、学長、副学長、大学学部長、研究科長、短期大学部学科長、その他本学教職員により組織され、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部自己点検・評価委員会規程に基づき、必要に応じて隨時委員会を開催している。毎年、自己点検・評価委員会が中心となり、短期大学部の自己点検・評価活動を行っており、また、その結果を「自己点検・評価報告書」にまとめ、ウェブサイトで公開している。報告書作成業務については、教職員全体が関わっており、執筆・修正・確認などの業務を通して、定期的な点検・評価が行われている。自己点検・評価委員会にはFD・SD推進部会とIR推進部会が置かれており、それぞれの推進部会の運営については、それぞれの規程に定められている。

平成23（2011）年度、平成28（2016）年度、令和4（2022）年度に（財）大学・短期大学基準協会による第三者評価を受審し、適格であるとの認証を受けている。自己点検・評価報告書をウェブサイトで公開することで、評価結果で示された課題を可視化し、課題の改善に全教職員が一丸となって取り組めるようにしている。

[区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I -D-2 の現状>

教育の質保証の基本として、教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準、中央教育審議会答申のほか、資格取得の観点から教育職員免許法や厚生労働省などの関係法令などが改正された場合は、教務課が適宜確認し必要に応じて学科教員と文書を共有する等、法令順守に努めている。

学習成果を焦点とする査定の手法としては、授業担当者が、シラバスに授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、評価の方法・基準などについて示し、授業計画に沿って授業を実施した後、試験（レポート、実技を含む）による成績評価を行っている。本学独自のアセスメント・ポリシーを作成し、運用している。さらに各学期に行われる学生による授業評価アンケートの結果を参考に自らの授業を評価し、次に向けた授業の改善を図っている等、教育の向上・充実に向けてPDCAサイクルを回している。

また、学習の記録（履修カルテ）を栄養教諭・幼稚園教諭・小学校教諭の教職課程で利用しているほか、米国のアカデミック・アドバイジング制度を一部導入した「鈴鹿大学アカデミック・アドバイジング（SAA）」を全学的に実施している。

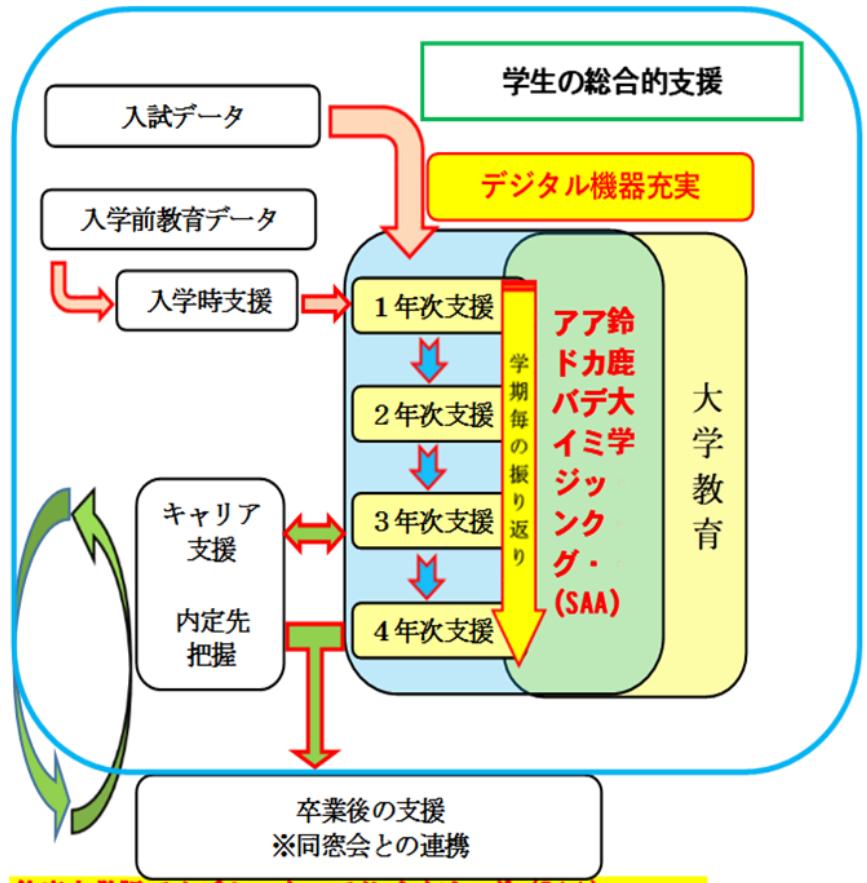
これにより、学生も学習を振り返り、次学期の計画を検討することで、学生自ら「学びの

充実に向けた PDCA サイクル」を活用できる状況にある。

このように短期大学部という教育組織、学生という学ぶ主体、双方が、学びの向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

学習の成果については、カリキュラムマップを見直し、履修計画を立てやすくしている。

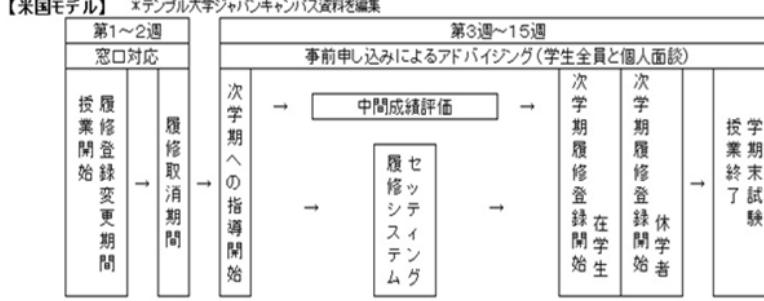
また、卒業時に身につけるべき具体的な学習成果を意識して学生が授業科目を選択できるよう、各授業科目のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関係をシラバスへ記載している。



鈴鹿大学版アカデミック・アドバイジング (SAA)
米国のアカデミック・アドバイジングを導入した積極的修学支援であり次の特徴を持つ

- 成績確定前の中間評価に基づく次学期を見据えたアクティブ・サポート
- 過去の修得単位やGPAを踏まえた振り返りと学びの見つめ直し

【米国モデル】 ×テンブル大学ジャパンキャンパス資料を編集



【日本モデル】

成績通知	修学指導 窓口対応 訪問者のみ
------	-----------------------

成績の中間評価に基づく先を見据えた支援

履修状況確認等(窓口対応中心)

授業期末試験
前学期の振り返り

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

基準 I-C-1、および基準 I-C-2 のように、自己点検、教育の質の点検を行っている。しかし、それらを包括し、組織的に「教学マネジメント」として実施できているとはいえない。組織的に「教学マネジメント」を行うための全学的な組織のあり方について議論を行い、令和4年度より段階的に「教学マネジメント」を行ってきたが、まだ途上である。

また、「教学マネジメント」等、内部質保証を行うにあたっては、IR 等によるデータに基づいた検証と方針の決定が必要である。本学では、IR 推進部会をおき、学長の指示に基づいてデータの提出、分析をおこなっている。しかし、「教学マネジメント」と関連させ、どのようなデータが必要で、どのような分析が必要か考え、「教学マネジメント」に IR を活かすというところまでには至っていない。引き続き「教学マネジメント」の組織的樹立にあわせ IR のあり方についても考えていきたい。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に、自己点検・評価のための PDCA サイクルの確立については課題が残り、高等教育機関としての機能を一層向上させるための取組みが課題とされた。経営教学ミーティングで学長が主体となり、各組織へ PDCA サイクルを確立し、問題解決に取り組むよう指示しており、各組織において PDCA サイクルを確立できるよう取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神は、学生や教職員、学内外へ公表し、周知されるよう努めているが、理解度や実践状況の検証は行っていないため、建学の精神がどの程度定着しているのかはわからないことが課題となる。今後の取り組みとしては、学生に対して建学の精神を学ぶ授業科目において建学の精神の理解度や定着度を評価できる指標を授業評価アンケートや別 の方法により設定することを検討したい。

また、学習成果については様々な方法により測定が可能であるが、ループリックについては全科目で実施されていなかった。令和5（2023）年度の後期より全科目でループリックの実施を試みており、評価基準を学生と共有している。しかし、学生の主体性や意欲の向上、学習時間の増加など学習成果の検証には至っていない。授業評価アンケートや別 の方法により検証が必要である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として「土台となる力」「生きる力」「つながる力」の3つの力を規定している。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務課のオリエンテーションあるいはゼミナール担当教員によるミーティングなど、さまざまな機会を利用しての説明など、学内外に明確に示している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、定期的に点検を行っている。令和2年度には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）およびアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーを食物栄養学専攻およびこども学専攻が点検・検討を行い修正を行った。この際の点検・検討においては、アドミッション・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一体化を念頭に行った。また、ディプロマ・ポリシーを学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協調性」）およびSDGs（持続可能な開発目標）の観点から整理をした。

生活コミュニケーション学科

土台となる力、生きる力、つながる力を有し、即戦力として社会に貢献できる者

食物栄養学専攻

食物栄養学専攻は、自身の専門分野に軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、グローバル化社会の抱える地球的規模の課題を、他分野の研究成果を取り入れることによってイノベーションを生み出すことができる実務的人材を養成する。

この観点から、本専攻では以下の3つの能力を身に付けた者に学位を授ける。

《知識・技能》

食と健康について幅広い知識を持ち、その分野特有の技術を実践の場で活用できる。

《思考力・判断力・表現力》

食と健康に関わる諸問題を科学的に考え、事実とそれに対する考察の過程を論理的に表現することができる。

《主体性・多様性・協働性》

多様な価値観を認めながら他者と協働し、ねばり強く食と健康の課題に取り組むことができ、また、自らの専門性を背景に健康的な食生活について提案することができる。

こども学専攻

こども学専攻は、SDGsの目標4にある子どもの教育の重要性（ターゲット4.1, 4.2）に

軸足を置き、その専門的な観点から未来の持続的発展のために、こどもに関する家庭・教育・保育に関する課題を、さまざまな人たちと協働しながら主体的に考えることができ、理想を追求し、その理想を実現するために実践し続ける実務的人材を養成する。

この観点から、本専攻では以下の3つの能力を身に付けた者に学位を授ける。

《知識・技能》

SDGsの目標4にある子どもの教育の重要性（ターゲット4.1、4.2）を礎として、0歳から12歳までの発達と学びについての知識及び、子どもの発達と学びを支える技能を習得している。

《思考力・判断力・表現力》

SDGs目標4【質の高い教育をみんなに】を実現するために、子どもについての培った知識・技能を駆使して質の高い教育・保育を提供することができる。

《主体性・多様性・協働性》

自律的に活動し、かつ、異質な集団で交流することができる。（ESD キーコンピテンシー）

学位授与の要件については、鈴鹿大学短期大学部学位規程の第3条に規定しており、短期大学士の学位は、本学学則第45条の規定に基づき、本学を卒業したものに授与するとしている。卒業の要件については、学則第44条に規定しており、本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。卒業は、このそれぞれの卒業の要件を満たした学生に認定され、短期大学士（生活学）の学位が授与される。具体的な卒業の要件を満たすための必要な単位数や教育課程、単位の履修方法、成績評価の基準、取得できる免許・資格などについては、キャンパスガイドに明記している。また、シラバスにおいても、授業テーマや授業の到達目標、授業の目的・概要、授業計画、授業外学習の指示、そして、学修評価の方法、基準などについて示している。

以上のように、学位授与の要件、卒業の要件は、短期大学設置基準が定める卒業要件、学位規則が定める学位授与の要件を充足しており、社会的な通用性があると考えられる。免許や資格を取得する学生が多数あるが、三重県内で、栄養士および栄養教諭、保育士および幼稚園教諭として取得した免許や資格を活かして多くの卒業生が働いていることからも、地域社会への通用性があると考えられる。また、社会人学生が約1割程度在学していることからも社会的な通用性があると考える。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は定期的に点検しており、令和4年3月に修正を行って現在に至っている。

[区分 基準II-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

〈区分 基準II-A-2の現状〉

カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）は、教育研究上の目的を達成する観点から、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づき、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）とともに作成した。カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）については、ディプロマ・

ポリシー(学位授与方針)と同様に、キャンパスガイド、ウェブサイトに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションや教務課のガイダンスあるいはゼミナール担当教員によるミーティング、教育後援会など、さまざまな機会を利用して、学内外に明確に示している。

※カリキュラムポリシーは変更されています。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

本学は教育課程編成にあたって、次のようなカリキュラム・ポリシー(教育課程方針)を定め、必要な授業科目を配置している。基礎教育科目では、現代社会に生きるための教養を重視し、教養科目を配している。専門教育科目では、各専攻が目指す人材像、及び、取得しようとする資格に応じた科目を配している。基礎教育科目および専門教育科目の実施においては、主体的に学ぶ学生を育成するために、協働的な学び等のアクティブラーニングを行うことを基本とする。さらに、各科目の評価においては、本学の定めるアセスメント・ポリシーに応じて、評価を行う。

《食物栄養学専攻》

栄養士専門教育科目は、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の6つのカテゴリーにわかれ、それぞれのカテゴリーにおいて、総論から各論に進むように編成され、講義と演習、実験・実習を体系的かつ系統的に設置する。また、栄養教諭二種免許状を取得することを目的に、「教職に関する科目」および所定の教科に関する科目を設置し、フードビジネスクリエーター証を取得することを目的に「フードビジネス専門科目」および所定の教科に関する科目を設置する。

食・栄養で Society5.0 を創る人材を育成することを目的として、食物栄養学専攻では上記のカリキュラムを進めていくために以下の学修支援を実施する。

《教育内容》

1. 基礎から応用、理論から実践へと段階的に学べるように科目を編成する。
2. 総合演習(初年次教育)では、社会人に求められる教養に加えて、大学での学びに必要なスタディスキルの習得と学びのモチベーションを高めるための学習管理を指導する。
3. 専門教育科目では、地域の食に関するさまざまなニーズ(食育、食ビジネス等)に応えるため、興味や関心を高める科目を多彩に取り入れる。

《教育方法》

4. 教育方法は、講義、演習、実験、実習などを組み合わせ、グループワークや課題解決型学習などの多様なアクティブラーニングの要素を取り入れて、主体的・対話的で深い学びの学修を行う。
5. 演習と実験・実習では、その分野に精通する主担当者を配置するとともに複数の教員、または助手を配置することによって、きめ細かい指導を行う。
6. ボランティア活動やインターンシップの実績を単位認定することで、学内および学外のイベントへの参加を積極的に促し、地域とつながる力を主体的に育むことができる環境を整える。

《教育評価》

7. 教育評価は、各科目でディプロマ・ポリシーに照らして授業の目的や達成目標・到達点を明確にし、学生の学修到達度を客観的・多面的に評価する。

8. 教育評価は、筆記試験の他、授業参加貢献度も含め、ディスカッション、レポート、プレゼンテーション等の多様な評価方法の中から、あるいは複数の評価方法を組み合わせながら、それぞれの科目の特性に応じて評価する。
9. セメスターごとに個人面談を実施し、また、学期途中で形成的評価を行い、学生にフィードバックすることで、学生一人ひとりが自らの学修成果を把握できるようにする。

《こども学専攻》

本専攻では、ディプロマ・ポリシーを達成できるように2年間の教育内容を体系的に編成し、適切かつ実践的な教育方法のもと、学修達成状況を評価する。

《教育内容》

1. こども学専攻のカリキュラムは、基礎教育科目と専門教育科目がある。
2. 教養科目には、語学科目、情報科目、基礎教育科目、保健体育科目、キャリア科目、初年次科目からなり、社会人として求められる一般的な教養を学修していく。
3. 専門教育科目は、「表現技術」、「初等教育・保育の創造」、「現場での学び(実習)」、「子どもの理解」、そして、「地域の理解・協働」の6つのカテゴリーにわかれ、それぞれのカテゴリーにおいて総論・概論から各論に進むように編成され、学修を効率的に進める。また、小学校教諭二種免許状および幼稚園教諭二種免許状を取得することを目的に、「教職に関する科目」を設置する。

《教育方法》

4. 学生が主体的、協働的に学ぶことにより保育・教育などに関する課題解決に取り組む力を育むために、全カリキュラムにおいてフィールドワーク、グループワーク、ディスカッション(ディベート)、課題解決型学習などのアクティブラーニングの要素を取り入れる。
5. 学生自身の強みを伸ばし、弱点を補強する科目を主体的に選択することができる。
6. ICT(Information and Communication Technology)の活用を通して情報教育の充実を図る。
7. 1年次から指導担任制を敷き、少人数指導体制のもとディプロマ・ポリシーの実現に向けた学修指導を行う。入学生一人ひとりが自らの学修成果を把握し、自身の課題を克服できるように入学時および各セメスターで個人面談を実施する。
8. 実習においては、その分野に精通する主担当者を配置することによって、きめ細かい指導を行う。

《教育評価》

9. 本学が定めるアセスメント・ポリシーに基づき、各科目においてディプロマ・ポリシーに照らし、授業の目的や到達目標を明確にし、学生の学修到達度を客観的、多面的に評価する。
10. 各科目においてセメスターの途中で中間評価を行い、その評価を学生にフィードバックして到達目標の達成に向けた指導を行う。
11. 学修成果の評価については、筆記試験、レポートのみならず、授業参加貢献度も含め、プレゼンテーション、ディスカッションなど多様な評価方法の中から、複数の評価方法を組み合わせ、それぞれの科目の特性に応じて行う。

上記のように編成された教育課程に基づきながら、こども学専攻として体系的・組織的な

教育が達成されているかを定期的に点検・評価し、よりよい教育課程を構築するために改善・改革を図っていく。

上記のように編成された教育課程に基づきながら、こども学専攻として体系的・組織的な教育が達成されているかを定期的に点検・評価し、よりよい教育課程を構築するために改善・改革を図っている。基礎から応用、理論から演習へと学修をすすめていくため1年次に履修すべき単位数が偏っていたが、今年度は一部専門科目でクウォーター制を導入することで、単位の実現化を図り、卒業要件、学生個人が希望する資格取得のために修得すべき単位数について各セメスターの履修単位数を削減し、平均化した。

学期において履修できる単位数の上限については、令和元年度から短期大学部教授会および各専攻会議で議論している。各セメスターの開設科目数、講義・実習等の区分、単位数を確認し、偏りがみられたところを平均化し、その際授業科目の学習内容、前後の学習を意識し、カリキュラムマップを活用した。

成績評価およびその基準については、学則第32条により規定されている。単位認定を含めて、授業担当者にその判断が委ねられており、ウェブシラバスに各授業の評価方法が記載されている。

ウェブシラバスには成績評価に関する内容のほかにディプロマ・ポリシーとの関係、学習成果、授業の目的と概要、授業計画、授業前後学習の必要時間と内容、単位数、取得できる資格、教科書・参考書、オフィスアワー等を明示している。これらのことについて、入学前オリエンテーション、入学後オリエンテーションなどの機会を通して繰り返し説明をしている。特に、単位制度などの履修方法や履修登録については、ゼミナールにおいても学生個々の希望を確認しそれに沿うように指導を行っている。また、教育課程の見直しは各専攻、短期大学部教授会、教務委員会、教職教育センターで定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育科目として、外国語科目（英会話Ⅰなど5科目）、情報科目（生活統計など4科目）、基礎教育科目（心理学など30科目）、保健体育科目（スポーツと健康Ⅰなど2科目）、キャリア科目（キャリアデザインⅠ・Ⅱなど10科目）、初年次科目（初年次教育Ⅰ・Ⅱの2科目）を開設している。基礎教育科目は、人文、社会及び自然の3分野にわたって開設している。教養科目の単位修得を卒業要件に設定しているため、学生は必ず外国語科目を2単位以上、情報科目を2単位以上、基礎教育科目を4単位以上修得する必要がある。この際、科目の選択は卒業必修科目を除いて学生の自由であるので、資格要件を満たす科目や興味・関心のある科目を個々に選択している。基礎教育科目は2年間の前・後期にまんべんなく開講しているため、学生にとっては希望する科目を受講できる機会が確保されている。基礎教育科目は各専門教育科目と重複しておらず、基礎教育科目全体にわたり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うことを目的とし、また社会的・職業的自立を図るために必要な能力の獲得に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目

的としている。

多くの開講科目では、アクティブラーニングを積極的に取り入れている。

令和3年度入学者より、全学において学生はノートパソコンを必携として ICT を活用して授業展開がなされている。ノートパソコンは、購入を促し入学時の送付書類内に案内を同封しているとともに、購入に対応できない学生については、大学が窓口となり貸与ができる仕組みを用意している。また、Google Workspace を活用したオンライン授業を遂行する環境も構築している。この仕組みは、オンライン授業への対応だけではなく、対面授業にも活用することで、時間外の学習（授業前、授業後ともに）機会の提供、授業時の資料提供、課題提出など、開講される多くの授業で積極的な活用をしている。とりわけ、課題の提示においては、課題に取り組む学生が、他者に知られることのない個別コメントを教員宛に送信することができるため、そのシステムを使うことで、時間外に課題に取り組む学生の知識定着、知識向上を促すことが可能となっている。

課題については、出題の方法によっては、提出前の取り組み過程を教員側で確認することも可能である。課題過程での達成状況を閲覧し、それぞれの学生の理解度に合わせた追加課題や解法へのヒントの提示をするといった学生個々に応じた学びを深める教育活動も可能となっている。提出された課題については、教員が採点、コメントなどを入れて返却することが可能であり、学習過程において学生は、学習途上の評価を得ることが出来るようになっている。この提出⇒採点評価⇒返却の流れについては、返却後に学生が再度課題に取り組み再提出が可能となっている。オンラインで課題を提示、フィードバックできる機能を活用することで、持続した学びが提供できている。これらシステムの活用については、今後も継続したFD活動を通じ、教員も活用スキルを高め続けることが課題である。

基礎教育科目と各専攻の専門教育科目は重複していない。食物栄養学専攻では栄養士、こども学専攻では、幼稚園教諭・保育士の資格を取得することを第一の目的とする。これらの職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力を身につけ、社会で求められる創造的な専門職業人材を養成することを目指している。食物栄養学専攻の専門教育科目は50科目、こども学専攻の専門教育科目は93科目を開講している。またこれとは別に食物栄養学専攻では教職に関する科目として13科目開講している。理論に裏付けられた実践力を育成するため、講義科目と実習・演習・実験科目を配置しており、ディプロマ・ポリシーにのっとり、目指す力が身につくよう年次配当の調整を行った上で、各科目をカリキュラムマップに表している。

食物栄養学専攻では、栄養士免許取得を基本としつつ、さらに資質向上を目指す学生は栄養教諭2種免許状を取得できる。こども学専攻では、幼稚園教諭2種免許状・保育士資格取得を基本とし、小学校教諭2種免許状を取得できる。また両専攻で社会福祉主任用資格、ピアヘルパー、こども学専攻において、准学校心理士の各資格を取得できるように科目（基礎教育科目および専門教育科目）の設定を行っている。専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への学びの機会を設け、また生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など幅広い能力の育成を図っている。履修科目とそこから結びつく資格、教養教育と専門教育との関連についてはキャンパスガイド2021により明確である。シラバスにも、授業の事前、事後で履修すると望ましい科目を記入している。

課題として、学生らに事前、事後で履修が望ましい科目についての周知徹底が十分にされ

ていないため、授業担当教員において、再度授業説明などの機会に合わせて、科目間の繋がりを意識させる取り組みが必要である。

教育の効果は、学生の単位取得状況とその成績評価で表すとともに、科目的評価をグレートポイントに換算し GPA として示している。GPA の運用としては、成績上位者の決定、学外実習への参加条件としての基準の設定に用いている。またゼミナール担当教員等による学生への個別学習指導を行うなどをして改善に取り組んでいる。

[区分 基準 II-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準 II-A-4 の現状>

生活コミュニケーション学科の教育課程は、2年間で栄養士免許証、栄養教諭2種免許状、保育士証、幼稚園教諭2種免許状、小学校教諭2種免許状の取得を目指したものであり、専門科目のすべてが職業教育に直結しているといえる。同学科では、いずれかの資格を取得し卒業することを推奨し、学生も資格取得を目指して専門科目を受講している。この中で、こども学専攻においては、地域子育て支援事業の一環として大学内施設で開催する「子育て広場すずちゃん」を、「こども家庭支援論」、「総合演習」や「こども学フィールドワーク」という授業における演習と位置づけ、子育ての現場を体験し、生きた知識と技能を身に付けている。親子の触れ合いを想定して学生と共に保育の計画を立案したり、模擬保育を実践したりして学修することができた。

また、給食実務論実習、給食計画論実習、調理学実習といった食物栄養学専攻における実習では、学内での通常時間数との両立を図りながら実習時間を確保している。実習を行うにあたっては、事前に必要となる知識や技能を習得できるように、カリキュラムが組まれている。一方、教育実習、保育実習というこども学専攻における実習では、学内での通常授業時間数との両立を図りながら事前・事後学修を含めて実習時間を最大限確保している。さらに、両専攻において学外の実習では、教員が実習先を訪問し、実習先から実習生の様子を伺い、実習中の学生を直接指導している。

就職支援では、栄養士学内説明会など就職に向けての説明会を準備するとともに、個別の面接を行い、学生個人の進路志望に応じた支援を行っている。その結果、令和4年度卒業生の就職内定率は、食物栄養学専攻では100%、こども学専攻では94.7%であった。進路決定率は100%である。

こども学専攻では、学生が就職した幼稚園、保育園に対して、記述式のアンケート調査を行い、卒業生に対する評価等について調査をしている。

<テーマ 基準 II-A 教育課程の課題>

令和3年度に、3つのポリシーについて見直しを行い新たなポリシーを策定した。

ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、建学の精神を基にし、さらには教育目的・教

育目標を鑑みて定めているが、カリキュラムの変更があった時に集中的に点検および修正を行っており、点検は毎年実施できていない点に課題が残る。そこで、教育改革の見直しなどの時代の流れに伴い、時代に則したポリシーとなるように、見直しの時期を決めるなど1年に1回以上の点検が必要であると考える。さらに、成績評価の基準に関しては、カリキュラム・マップを作成しているものの、各専攻で開講されるそれぞれの科目とカリキュラム・ポリシー（教育課程方針）やディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関連を明確にすることができるない点にも課題がある。この課題解決に取り組むことで、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で示される目指すべき人材像がより明確になると考える。

アドミッション・ポリシーの見直しの際には学力の3要素を念頭に置き、検討した。しかし、高等学校関係者の意見聴取については、入試広報課員が高校訪問時に聴取するはあるが十分とは言えない状況である。今後はさらなる意見聴取とともに、大学内での情報共有も密にすることで、アドミッション・ポリシーの見直しを進める必要がある。

授業評価のPDCAサイクルは構築しているものの改善は個人に委ねられているため、客観的な評価できているとは言い難い。より適切な評価を行うためには、授業参観などの他者評価を取り入れることで多面的な学習成果の把握に繋げていけると考える。

また、両専攻で実施する就職先からのアンケート調査による能力評価は、キャリア教育の改善や学習内容の見直しに活用したが、回収率の低さや、聴取した情報の記入が十分でないため、今後改善が必要である。評価内容から、本学の教育に一定の評価を受けているが、就職先によっては短期間で離職する卒業生も見受けられる。就職活動時から本人および保護者と十分に話し合いを持ち、適性を見極めて就職先を決定していくことが大切である。また、就職先のほとんどが地元であることから、地域の要請に応えられる卒業生の輩出を常に考慮し、高等教育機関としての使命を果たしていくことが必要であると考えており、地域社会で必要とされる人材育成のために、就職先からの能力評価についての調査方法を改善し、継続することにより卒業生の現状を把握し続けることが必須である。

聴取結果は、各専攻会議及び学生・キャリア支援委員会において教職員間で共有しており、課題を検討することでそれぞれの専門教育や教育活動全般の更なる改善と学習成果の点検、またキャリア指導等に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学における学習成果は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づいてアセスメント・ポリシーやループリック（学修到達評価尺度）を策定し厳密に評価している。教育課程は、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づいて2年の在籍期間内に段階的に配置された科目を履修して卒業要件や資格取得に必要な単位数を修得することで、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を達成できるように編成している。また、各授業科目的シラバスには、学科・専攻のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）との関係性や履修目標および到達目標を明記しており、これらの目標は、学生を主語とし、どのようなことができるようになるのかを具体的に示している。

学習評価の方法・基準には、成績評価の方法（定期試験、レポート、課題など）と全体の成績評価に占める割合や評価の観点について記載しており、それに基づき評価を行っている。成績評価には、GPA制度を導入しており、オリエンテーションにおいて説明するとともにキャンパスガイドに掲載して学生に周知している。

GPAについては、各セメスターの学習成果を査定しており、学生自身の学習成果の振り返りの指標として利用する他に、成績順位や奨学金、各種実習の条件などにも活用している。他にも、前後期授業終了後には学生に対して授業評価アンケートを実施しており、各授業科目における内容や方法に関する評価とともに到達目標の達成度を聞いて学習成果の自己評価を収集している。この授業評価結果に対して、教員は授業方法や内容などについて振り返り授業改善に努めている。このように、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）に基づく学習成果は、各授業科目的シラバスに公表し、学生からの授業評価を受けて改善を行うサイクルが構築されておりPDCAを継続的に回している。

これらのことから、本学の教育課程における学習成果は具体性があり、十分に測定できると言える。また、2年間の学習成果は、最終的な成績評価である卒業判定および資格取得率を数量的に測定することができる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

各授業科目に定められている履修目標および到達目標は学部が定めるディプロマポリシー（学位授与方針）に沿って建てられているため、授業科目によって得られる学習成果は授与する学位分野に対応している。本学においては、アセスメント・ポリシーを策定しており、大学・学部・各授業におけるアセスメント項目を定めている。アセスメント・ポリシーについてもディプロマ・ポリシーに沿って策定されているものであるため、アセスメント・ポリシーの達成度合いからも本学が授与する学位分野ごとの学習成果に対応している。

各授業科目において成績評価基準としてループリック（学修到達評価尺度）を作成してお

り、授業の第1回において学生にループリックを示し、説明を行っている。そのループリックを基にして、成績評価を行い、学生の学習成果の獲得状況を適切に評価することができる。

原則的に成績評価については、担当する教員の裁量に委ねられているため、各科目における成績評価の状況についての把握は実施していない。各教員は原則的にシラバスに示されたそれぞれの評価基準によって作成しているループリックにより成績評価を行っている。なお、本学が定めるアセスメント・ポリシーには、評価「秀」については、評価対象者の15%以内（履修者が10名未満の場合は2名以下）に留めることと示されており、教員には周知されている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学習成果は、成績評価、GPA、免許取得状況、資格取得状況、ポートフォリオ、ループリックなどを活用し査定及び測定を行い、学生一人ひとりの学習成果の獲得状況を把握している。

学期の終了時には学生自身が学びの振り返りを行い、ウェブで回答し、その回答結果を指導に活かしている。教職課程においては、学期の終了時に履修カルテを用いて、学びの振り返りを行っている。また、それらのデータを活用しながら、学生への面談指導を定期的に行っている。学生による授業評価アンケートは、専任教員、任期付教員の科目で実施し、アンケートの結果について全教員がリプライを行い、授業の改善に生かしている。また、学生数（在籍学生数、収容定員、収容定員充足率、卒業又は修了者数、入学者数、退学・除籍者数・中退率・留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数）、出身高校所在地別学生数、就職者数（就職先）、進学者数などについては、ウェブサイトに公表しているため活用できる。

卒業生に対しては、卒業後1年時点で卒業生およびその就職先企業へアンケート調査を実施し、就業状況を把握するとともに、在学中の学業がどのように活かされているか卒業生から聞き取っている。就職先からの卒業生への能力評価とともに、各専攻の教育およびキャリア教育の改善や学習内容の見直しに活用するため学内で共有し、今後の教育課程の改革に役立てている。回収率の低さは、今後改善が必要である。

以上のように、授与する学位分野ごとに、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

学習成果の獲得状況の量的・質的データについて、個々の学生の実態を教員職員間で情報共有しており、個別最適な支援について各専攻会議で検討し見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学においては、令和4年度にアセスメント・ポリシーを策定し、各学生の学習成果の獲得状況についての可視化ができるようにしている。本学のアセスメント・ポリシーでは、PDCAの水準として①大学全体レベル②学部・学科レベル③科目（授業レベル）、時期としては①入学前・入学時（AP検証）、②在学中（CP検証）、③卒業時・卒業後（DP検証）を設定した。3つの時期における具体的な評価指標としては、①入学前・入学時（AP検証）「入学試験」②在学中（CP検証）「単位修得状況」③卒業時・卒業後（DP検証）「卒業・単位授与数」を挙げている。

食物栄養学専攻においては、入学時のオリエンテーションにおいて、目指す免許や資格について、取得する目的や方法などについて説明を行っている。また、各専攻で学期が終了した際には学生が取得した科目を確認しており、ゼミナール担当と学生が面談を行い、目指す免許や資格に向けての単位取得状況を学生自らが理解できるようにしている。

学部で示されているアセスメント・ポリシーの中で、免許・資格の取得状況については教務委員会等で審議を行い、ホームページ等で公表を行っている。また、教員採用選考試験の結果や公務員試験の結果についてもホームページ等での公表を実施している。また、卒業生アンケートの結果についてもホームページ上で公表をしているものの、回答率が低いため、卒業生全体の傾向を掴めているとは言い難いため、改善が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

実施している卒業生アンケートについては、その実施方法や回収方法に課題があり、回収率が低い状態となっている。実施方法や回収方法を再度検討し、回収率をあげることによって、これまでよりも卒業生の意見を把握し、学生の学習成果をあげるようにしていくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

令和7（2025）年度からは募集停止のため、入学者選抜は行わなかった。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学試験にて合格し、入学の手続きを行った入学予定者に対して、入学前教育（課題）を提示している。進研アド（基礎の部分）を扱うと同時に、並行して本学独自の専攻別課題を作成し、3回に分けてメールで配信した。

食物栄養学専攻では、家庭科・理科の基礎、三重県の郷土料理、アカデミックライティング・リーディングとして実施した。

入学時や進級時には、学科ガイダンスと専攻別ガイダンスを実施し、履修のためのオリエンテーション指導や各専攻のポリシーに沿った指導を行っている。入学生に対しては、入学式の翌日以降に5日間オリエンテーションを実施し、在学生に対しては3月末に1日及び入学生との合同オリエンテーションを2日実施した。合同オリエンテーションは、入学生においては各専攻の専門とする学習の動機付け、在学生においては学びの振り返りを行うとともに、各自における今後の学習の動機付けを狙っている。学生の履修登録については、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行っており、履修登録科目状況を教務課とゼミナール担当教員が共有し、確認している。後期の履修登録に関しても、ゼミナール担当教員それぞれが担当学生に対し個別指導を行い、登録科目の確認と個別指導を行っている。

各専攻の学習成果の獲得に向けて、キャンパスガイドを学習支援のために発行している。キャンパスガイドは入学当初にWebにて配信し、学生は各自が所有しているパソコンにダウンロードをし、いつでも閲覧を出来るようにしている。また、授業の開始時には、授業科目担当教員によるWebシラバスに基づく授業計画や到達目標の確認や解説を行うなど、授業科目に対する動機を高め、興味を持って学習できるように配慮している。授業が始まっているからには、学習進度が遅れ気味の学生に対しては、オフィスアワーや空き時間、またGoogle Classroomなどをを利用して、個別指導や補習などの支援を行っている。

各専攻別の学習支援は、次のとおりである。

食物栄養学専攻では、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）のなかの土台となる専門領域に関する知識、技能を獲得するために、協会認定栄養士実力認定試験の結果を学習成果として位置付けている。その対策では、模擬試験を活用して、初年次教育内（入学時、夏季休暇前、1年生の終了時）で知識について把握し、2年生においても過去問題集を用いた学習を促したり、各授業内で過去問題に取り組んだりすることで知識について把握している。対策については、専攻会議で検討し、組織的に実行している。

こども学専攻では、学生が半期ごとの学習や実習について振り返るための学習の記録（履修カルテ）を作成している。これは半期ごとの自己評価とコメントの記入を行うもので、成績評価を参照しながら、自身の学習を振り返り、次の学期に向けての学習意欲を高めるものである。また、ピアノによる弾き歌い技法の修得を目的としているこどもと音楽I・II・III・IVでは、ピアノの習熟度を考慮したクラス編成を行うとともに、課題曲についても各自の技能と目標に応じた設定を行っている。授業外においても、音楽室やピアノ練習室で自主練習

ができる環境を確保しているほか、音楽担当教員が対面指導及び遠隔指導で個別に指導を行っている。実施の際には、学生間の進度の違いに配慮をしており、個々が取り組みやすい環境づくりに努めている。

各専攻とも学生の学習上の悩みや相談などは、基本的にゼミナールの担当教員が対応しているが、場合によってはほかのゼミナール担当教員や教務課および学生・キャリア支援課の職員とも連携して指導・助言に当たることも行っている。心身の健康面や発達的な問題を背景として学習困難が生じることもあり、問題を抱えた学生に対して、ゼミナール担当教員や各専攻の教員と健康管理センターが連携し、必要に応じて健康管理センター職員または臨床心理士資格保持教員によるカウンセリングにつなげている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援について、こども学専攻における弾き歌いに関わる音楽の習得知識・技術に入学時から特に差が生じている課題に対し、優秀な学生の学び（技術向上）を足踏みさせることを避けるため、合わせて初心者が取り残されることなく丁寧に指導するために、「こどもと音楽」では1年からレベル別にグループ分けを実施し、個人指導を実施している。また知識において、入学前及び1年次の個々の習得状況を確認し、2年次前期に履修する「こどもと音楽III」について、クラス分けを実施している。

図書館では、司書を配置してレファレンス・サービスを行うなどして学生の学習支援を行っている。また、入学後に専攻単位で図書館へ案内し利用方法を説明している。学生の学習意欲向上のために、専攻ごとに図書館蔵書の書籍を募集し、選定して購入している。また、学生の能動的な学修（アクティブラーニング）や研究活動に対応できるようラーニングコモンズを整備している。ラーニングコモンズは、目的に合わせて2つのエリアを設定している。1階はコミュニケーションエリアとして講義やゼミナールに利用できる。2階はミーティングエリアとして、学生同士が少人数でミーティングやプレゼンテーションのリハーサル、グループワークを行うためのスペースとして利用できるなど学生の利便性の向上に努めている。

各専攻とも、留学生を受け入れている。留学生の支援のために留学生教育支援センターを学生・キャリア支援課内に置き、教職員が連携して留学生の生活支援・学業支援を行っている。学内の制度を利用した海外への派遣・留学については、希望者がいないのが現状である。

学習成果の獲得状況の量的・質的データの一つである単位取得状況、成績状況、出席状況、提出物の内容・分量等、学生生活態度、友人関係等について、個々の学生の実態を教員職員間で情報共有しており、個別最適な支援について見直しを行っている。合理的配慮等については、FD・SD研修でも理解を深め、家庭とも連携しながらすすめている。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

学生支援の組織については、教員においては学生・キャリア支援委員会を中心に、職員においては学生・キャリア支援課員を中心として相互に協力、連携しながら、日常の学生生活及び各種学生団体の活動をサポートしている。また、学生のこころやからだの健康管理につ

いては、健康管理センター及び臨床心理士・公認心理師資格保持教員を通してサポートを行っている。学生・キャリア支援委員会は、大学及び短期大学部の教員複数名と学生・キャリア支援課長および学生・キャリア支援課員で構成し、学生の生活支援に関する各種の審議を行い、審議結果を教授会に提出し、教授会での承認を得た後、ゼミナール担当教員、学生・キャリア支援課員が指導・助言を行っている。教職教育センターも平成28年度から設置し、教職課程に関する統括的センターとして、学生への教員採用試験へ向けた指導を大学及び短期大学部の教員と連携して行っている。

学生・キャリア支援委員会では、学生会活動やクラブ・同好会活動など、学生が参画する活動について、学生と連携を取りながら対応していく体制を取っている。学生の自治組織である学生会は、短期大学部学生全員をメンバーとし、各専攻から選出された役員が活動の企画・運営を行っている。鈴大祭、オープンキャンパスなど年間を通して活動を行い、学生相互の親睦を深め、より生き生きとしたキャンパスライフの推進に大きく貢献している。また、クラブ・同好会としては、スポーツ栄養サポート研究会 Grow up、すずたんクッキング同好会 Tomato、スチコン研究会 CON 部、写真サークルぱしゃり、ぐりとぐらの勉強会などがあり、クラブ活動助成金が学生会予算から支給されている。クラブ・同好会に顧問として教職員が配置されている。専攻ごとの学習内容や資格取得、就職にも関連するクラブ・同好会はそれを目標とし、また社会貢献活動に積極的に取り組んでいるクラブ・同好会もある。

学生の休息のための施設・空間として、学生食堂と売店がD棟2階にあるほか、学生が集う場所として学生ホール（E棟）、ホール（D棟1階、B棟1階）やラウンジ（B棟1階、C棟2階・3階）が活用されている。

学生寮は設置していないが、下宿・アパートなどの宿舎については、学生・キャリア支援課において近隣のアパートなどの情報をまとめて新入生に斡旋できる体制にある。また三重県と「鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部への三重県営住宅の提供に関する協定書」を結び、千里ヶ丘団地の住宅を学生が利用できるようにしている。

鉄道の最寄り駅は、JR 四日市駅と津駅を結ぶ伊勢鉄道線の中瀬古駅であり、徒歩で7分程度である。四日市駅でJR関西線（名古屋・亀山方面）に、津駅でJR紀勢本線（松阪・伊勢方面）に接続するが、1時間当たりの本数が少ないため、多くの学生は近畿日本鉄道線を利用している。最寄りの近鉄千里駅からは2km程度あり、公共交通機関の路線バスの便も悪いため、無料のスクールバスを運行している。運行本数の限度はあるが、学生の授業時間に合わせて運行している。運行区間は、大学と近鉄千里駅間である。また、少人数への対応としてはタクシー利用などの準備もある。スクールバスについての課題は、学生が利用する電車発着に合わせて、一層のバス運行スケジュールの検討および、学生が集中する曜日、時間を把握し、増便運行を柔軟に対応するところにある。敷地には駐輪場と駐車場を設置しており、学生・キャリア支援課に駐車・駐輪許可願を提出して、交通安全講習会を受講し、駐車許可証もしくはステッカーを受領した学生のみ利用できるようにしている。

奨学金制度は、一般的な日本学生支援機構奨学金制度と独自の特別奨学生制度があり、特別奨学生制度では、学業成績が優秀で学力・人物ともに優れている者について、授業料の全額または半額が支給される。日本学生支援機構及び学外の各種奨学金制度については、学生・キャリア支援課を窓口として、学生に周知するとともに、受給申請手続きの指導を行っている。国の修学支援新制度についても、学内外で個別に入試相談を行う際など、経済的理

由があっても学びを発展させていけるよう、制度のあり方から手続きまで支援する体制をとっている。また、学納金の窓口である財務課では、経済的に困難な家庭の学生に対して、延納、分納の配慮を行っている。

学生の健康管理（メンタルヘルスケアやカウンセリングを含む）については、学校保健安全法に基づいて、例年4月に全学生を対象に健康診断を実施している。健診結果はゼミナール担当教員から個別に直接手渡し、精密検査や経過観察が必要な学生に対し指導している。健康管理センターには常勤の看護師を配置し、公認心理師・学校心理士等の資格保持教員と連携して学生のこころとからだについての相談を実施している。令和4（2022）年度10月からは、学生相談体制の充実を図るため、外部の臨床心理士を雇用し、多様な専門性をもつ担当者によるチームでの学生相談体制の確立を進めている。障がい学生支援については、年度当初及び後期の授業開始前に全学生に申請の流れを記載した案内を提示し、学生に不利益が生じないよう努めている。合理的配慮申請が提出された学生については、公認心理師・学校心理士等の資格保持教員が面談を行い、健康管理センターや会議で審議を経て必要な配慮について検討し、合理的配慮の内容を授業担当者へ周知・依頼するという体制を整えた上で、セメスターごとに合理的配慮の継続の可否、内容の変更について、学生自身に確認している。令和6（2024）年度は、教職員を対象としたFD・SD研修会を昨年度に引き続き実施し、教職員への啓発を行った。また、健康診断後の精密検査の呼びかけや、新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ、麻疹などの一般的な感染症も含め、その予防対策について健康管理センターや会議で議論し、学生、教職員への情報提供と注意喚起を行っている。さらに全学生に対する健康増進の働きかけを行っている。

学生からの意見や要望の聴取については、オピニオンボイス（投書箱）をWeb上に設置している。この案内については、キャンパスガイド2024にも明記し、QRコードからアクセスできるように案内している。オピニオンボイス（投書箱）は学生・キャリア支援課職員が毎週定期的に回収し、提出された意見や要望を学生・キャリア支援課で確認してから、回答している。学生満足度向上のため教員との検討が必要なものについては、各教員と職員で検討を行い、回答している。また改善が必要な案件については、関係部署と連携して対処するよう努めている。

留学生の学習については、大学において開設されている日本語科目に出席し日本語教育を行っている。これは日本語教育を専門とする教員が担当している。また、生活面の支援においても留学生教育支援センターを中心に、関係教員と連携を図って対応している。

社会人学生の学習については、個々の諸事情に合わせた対応を行っている。履修指導についてはゼミナール担当教員や教務課および学生・キャリア支援課職員が行っている。学則においても、長期履修制度として規定しており、職業を有しているなどの事情により、2年間の修業期間を計画的に3年または4年に延長して履修することを希望する学生に、審査の上でその履修を認めることができるとしている。また、長期履修を認められた者が長期履修の必要性がなくなった場合における履修期間短縮申請も可能である。長期履修制度を利用する社会人学生が在籍している。

学内のバリアフリー化として、主だった場所にはエレベーターとスロープを設置している。車椅子での使用が可能なトイレも設置している。令和3年度には、学内のトイレの改修工事を実施し、これまで以上の衛生的な環境を整えた。

学生のボランティア活動については、地域からのボランティア活動の要請も増えつつあったこともあり、ボランティアサークルなどのクラブ活動が積極的に行われた。また、本学が指定するボランティア活動や学生個人により申請を行ったボランティア活動に、規程に定めた時間を参加することにより、単位が認定される仕組みを整えている。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-3 の現状>

就職や進学などの学生の進路に関することは、大学にとって重要なことである。そのための支援として学生・キャリア支援課職員と専攻の教員が連携して学生の支援に当たっている。就職活動の開始が遅れないように、より一層緊密に、学生・キャリア支援課と教員および他組織と連携して、就職率100%を目指して学生の進路支援に取り組んでいる。

短期大学部全体としては、キャリアデザインⅠ、キャリアデザインⅡを開講しており、キャリアデザインⅠでは「社会人」とは何か、その基礎的理解と自己分析を試み、キャリアデザインⅡでは社会人基礎力の到達度を振り返り、将来の社会人のイメージを構築する。その中で、自己アピールの方法など自己分析も行う。食物栄養学専攻については、学内で実施される学内業界セミナーへ栄養士採用企業を招聘し、企業説明会を例年実施している。こども学専攻は、三重県社会福祉協議会、人材センターが主催する保育・福祉に関する就職フェアに参加し、就職活動に生かしている。

資格取得、就職試験対策等として、公務員試験受験希望者や教員採用試験受験希望者に対して、教職教育センターを中心に支援を行っている。また公務員を希望する学生は、公務員試験対策のためのサークル「ぐりとぐらの勉強会」のなかで、教員のサポートのもと、勉強する環境を整えている。

専攻ごとに卒業時の就職状況を集計分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用することができている。

こども学専攻では鈴鹿大学こども教育学部への編入を推奨している。年度当初に、全学生を対象としたこども教育学部への編入に関する説明会を行っている。今後もこども教育学部と連携をし、さらに学びたい学生を育成し、こども教育学部への編入を推奨していく。留学についてはCOC（地域連携）・国際交流センターを中心に案内を行っている。海外学術協定校への留学を案内しており、海外研修Ⅰ～Ⅳを卒業単位として認定する制度がある。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

学生に対して一人一台のパソコン所有を必須化し、授業において使用を奨励しているが、科目によりその使用については差異がみられ、すべての科目において活用がされているとは言い難い。今後はすべての科目において情報通信機器の活用を推奨していく必要がある。令和3年度入学生より、進研アドの入学前課題を取り入れているが、その中で入手可能な入学予定者の学習状況のデータを有効利用し、これまで以上に入学後のきめ細やかな大学教育や指導に活用する。

進路への不安が高いこと、新型コロナウイルス感染症の流行以降 Web での説明会や面接が増え就職活動が思うようにできなかつたことなどを踏まえて、より一層各専攻と学生・キャリア支援課が他組織と連携して学生の進路支援を実施していく体制が望まれる。さらに、就職率 100%を目指すためには、就職へのモチベーションを上げること、新規の就職先の開拓、就職希望先との連携、保護者との連携など、大学、就職先、保護者が互いに協力して、学生の就職支援ができる環境を整えていくことが課題となる。

一般企業を希望する学生については、早期に把握して早期に取り組む必要がある。入学当初は専門課程の資格取得・就職を目指しているので、就活が出遅れてしまうことが懸念される。

<テーマ 基準 II-D 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に、3ポリシーの構築および就職支援については課題が残ったため、以下の通り取り組んでいる。

3ポリシーの構築については、ガイドラインに基づき見直しを実施した。3つのポリシーが関連するように、また受け入れる学生に求める学習成果（学力の3要素）を示すものとなるよう見直した。

就職支援については、学生・キャリア支援課を中心に学生・キャリア支援課職員と各専攻の教員が協力体制を構築している。具体的には社会人として必須の基礎的能力を習得することを目的にキャリア教育に関する講義が開講されている。また、希望する学生には、学生・キャリア支援課員によって定期的な面談や相談を受け付けるなどを随時実施している。今後は更に学生・キャリア支援課員やゼミナール担当教員との情報共有体制のシステムを強化し就職支援を充実させる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生支援については、実施している卒業生アンケートについては、その実施方法や回収方法に課題があり、回収率が低い状態となっている。実施方法や回収方法を再度検討し、回収率をあげることによって、これまでよりも卒業生の意見を把握し、学生の学習成果をあげるようにしていくことが必要である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

専任教員の職位は、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程に基づき、厳正に資格審査を行っている。学位、教育実績、研究業績、制作物発表、そのほかの経歴など、短期大学設置基準第23条から第26条までの規定を充足している。教員の採用・昇任については、学校法人享栄学園職員採用規程および鈴鹿大学短期大学部教員選考規程に基づいて採用および昇任を判定している。また、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程第9条の規定に基づき、教員資格審査委員会を立ち上げ、厳正に候補者の審査を行い、審査の経過および結果を教授会に提出している。

教員組織は、鈴鹿大学短期大学部学則第10条により、学長、副学長、学長補佐、学科長、教授、准教授、助教、助手、事務職員およびその他必要な職員を置くことができると定めており、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）に基づき専任教員を適正に配置している。

令和6年（2024）年度の専任教員数は、教授4人、准教授4人および助教1人の合計9人（短期大学設置基準上必要とする専任教員数14人（うち教授5人））であるため、短期大学設置基準に定める専任教員数は充足していない。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しているとはいえないが、助手4名および非常勤講師8名で令和6（2024）年度はその不足を補うこととなった。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席など）は、教育活動に支障のない範囲で、取組を行うよう指示している。教員の主な研究業績・所属学会は、ウェブサイトの教員紹介ページに掲載しているほか、詳細な研究業績はリサーチマップ（<https://researchmap.jp/>）にて公開している。

専任教員が獲得している外部研究費などは、科学研究費補助金等外部研究資金獲得状況一覧表のとおりである。そのうち、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）は、令和6（2024）年度は分担のみ1人採択された。科学研究費等公的資金に関して学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程および学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程により定めており、総務・財務課が適切に管理運営している。

専任教員が研究成果を発表する機会としては、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要および教職教育センター紀要を毎年発行している。紀要の投稿については、鈴鹿大学・鈴鹿大学短

期大学部紀要投稿・編集規程に基づき行っている。

研究推進センターの主催で、水曜日の午後の時間是有効活用して、以下のように全6回学術研究会を開催した。研究推進センターは、各教員の研究活動を間接的に援助する目途で、従来の学内に存在した研究に関する個別機関を統合し、令和4（2022）年度から新規に設立したものである。

開催場所はいずれも第一会議室で、16：30から18：00の時間に開催、各回ともに本学教員、大学生・大学院生及び地域住民の出席をえて、発表者による発表後に、活発な質疑応答がおこなわれた。

第1回 6月19日（水） 井上 剛男（短期大学部 助教） 「短大卒女性に関するキャリア傾向について」
第2回 7月17日（水） 竹野 富之（国際地域学部 助教） 「三重県と愛知県におけるハラール給食の定着に向けた取り組みとその課題」
第3回 11月20日（水） 富本 真理子（国際地域学部 教授） 「市民が主体の観光サービス」
第4回 1月15日（水） 真下 賢一（こども教育学部 准教授） 「国際彫刻神父自有無における多様性」

すべての専任教員には、オフィスアワーなどを行うにも十分な広さがあり、研究を行う研究室を確保している。専任教員には、基本的に週1日の研究や研修などを行う時間を確保している。また、学校法人享栄学園担当授業時間数及び軽減措置に関する規程を定めており、授業時間数が偏らないように配慮している。

FD・SD活動は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 FD・SD推進部会規程に基づき、全教職員参加による研修会を実施している。

学生による授業評価アンケートを、前期・後期とも1回ずつ実施しており、その結果は学内に公表し、各担当教員の授業内容などの見直しの指標としている。

専攻の専任教員は、学習成果を向上させるために大学・短期大学部で設置している各委員会にそれぞれ1人以上は所属するように構成しており、情報共有を徹底し、教員・職員間での意思疎通を図っている。

専攻についての教員組織は確立しているが、状況に応じて各種委員会の改編に取り組む。専任教員は、鈴鹿大学短期大学部教員選考規程により昇任人事が行われ、全教員が適切な職位に就いているため問題はない。また、教育・学習効果を考慮し、科目群に応じて専任教員と非常勤教員を配置しているため、学習効果にも問題はない。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を整備している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務局の組織体制は、学校法人享栄学園組織規程において、職制および事務分掌を規定するほか、事務をつかさどるため、学校法人享栄学園文書・表簿取扱規程、学校法人享栄学園公印取扱規程、学校法人享栄学園稟議規程、学校法人享栄学園経理規程、学校法人享栄学園資産運用規程などの規程を整備し、職員はそれぞれ専門的な職能を有していて責任体制は明確である。講義関係は教務課が、学生・キャリア支援課は、さまざまな相談や支援に対しサポートをしており、就職に関する事務も行っている。事務局の構成は、総務・財務課、教務課、学生・キャリア支援課、入試広報課、図書館事務課の5部門で行っている。

事務の業務執行にあたっては、学校法人享栄学園稟議規程に基づき稟議決裁処理をとつてから執行している。事務をつかさどる専門的な職能については、学園全体への貢献を考え行動する事を念頭におき、業務への専門性を向上し、課全体で連携をとり行っている。

職員に年度始めに自己目標を立てさせ、年度途中で自身の業務に対する向き合い方について、課長との面談、事務局長との面談を繰り返し意識の向上を目指している。物品購入も総務・財務課が統括し、購入しており、事務に必要な文具、備品管理も適切に行っている。

教員の研究活動については、先の基準Ⅲ-A-2 に記載したとおり、科学研究費助成事業に1人が採択されている。研究推進センターで教員同士科学研究費助成事業獲得に向けて研究環境作りに努めている。学校法人享栄学園研究費規程を改正し、業績によって個人研究費の金額に段階を定めた。教員の研究室については、現状設備で教育・研究や学生指導するにあたり、問題はない。

FD・SD 活動について、部会で研修会を企画し、教職員全員が参加するよう努めている。
FD・SD 活動としては3回開催した。

令和6（2024）年度に行った研修会は、以下のとおりである。

【研修会開催一覧】

開催日	内容	対象
令和6年8月28日	ファシリテーションの理論と技法～構成的グループエンカウンター（S G E）を通して考える～	教職員
令和6年9月26日	伝わりやすい日本語コミュニケーション～教育ユニバーサルデザインの観点から～	教職員
令和6年12月19日	障害学生支援の基礎知識—「障害」の捉え方と「合理的配慮」の理解を中心に—	教職員

学内研修会のほか、FD・SD 委員会から学外研修会の情報提供しており、それぞれ参加し、教学・業務等質向上に努めている。

以上のように本学では、学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

[区分 基準III-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準III-A-4 の現状>

学生は、入学時及び各学期開始時に教務課及び教務委員会によるオリエンテーションに参加することにより、各自の単位修得状況及び今後の履修計画について、ゼミナール担当教員との相談の上、実行していく。また、科目担当教員はシラバス及び成績評価ルーブリックを学生に提示することによって、担当科目がディプロマ・ポリシーのどこに位置付けられており、科目履修・単位修得によりどのような学習成果を獲得できるかを示している。教務課においては、科目担当教員の成績評価を集約し、成績通知を学生に提示している。今後はこれらを明文化していくことが課題となっている。

[区分 基準III-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準III-A-5 の現状>

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部 FD・SD 推進委員会規程に基づき、授業方法・教育課程の改善に向け、FD・SD 推進部会が組織的・継続的に検討を行い、授業改善や学生支援の質の向上に向け取り組んでいる。

[区分 基準III-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準III-A-6 の現状>

教職員の就業に関する規程は、学校法人享栄学園専任職員就業規則、学校法人享栄学園常勤職員就業規則、学校法人享栄学園無期常勤職員就業規則、学校法人享栄学園非常勤職員就業規則および学校法人享栄学園無期非常勤職員就業規則をそれぞれ制定しこれに基づいて運用を行っている。

教職員の給与に関する規程は、学校法人享栄学園専任教員給与規程、学校法人享栄学園専任事務職員給与規程、学校法人享栄学園任期付教員の任用及び給与に関する規程、学校法人享栄学園常勤助手給与規程、学校法人享栄学園常勤事務職員給与規程、学校法人享栄学園非常勤講師給与規程および学校法人享栄学園非常勤事務職員給与規程である。

採用については、学校法人享栄学園採用規程を制定しており、これに基づき運用している。

学校法人享栄学園規程集は、グループウェア（Google Workspace）上で常時閲覧可能である。規程の改定に当たっては、総務・財務課から電子メールで教職員へ通知し、遗漏のないよう周知し、就業規則の変更については、過半数代表者へ説明の上、労働基準監督署へ届出ている。

職員の超過勤務について、時間外勤務時間管理表を事前に提出し、各課長、事務局長の決裁を得た上で許可している。なお、教職員ともに出勤の管理は、出勤簿の押印により管理しており、毎日休みに出勤簿の点検を行っている。

以上のように本学では、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

事務組織の責任体制および職員の人事管理については、大学を取り巻く環境の変化に的確に対応し、持続的に発展するためには、将来大学運営を担う若手職員の計画的な採用・育成が不可欠と認識している。そのために若手職員の資質・能力の向上を組織的に課題と認識し、取り組む必要がある。若手職員が、主体的に学び成長する環境を整備し、大学全体の教育・研究活動や学生支援に還元できる人材を育成する。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準III-B-1 の現状>

本学キャンパスは、併設の鈴鹿大学と同一のキャンパス内に設置されており、校地は、大学、短期大学部との共用部分と短期大学部専用の部分とがある。校地面積は、82,456 m²（大学との共用部分を含む。）であり、短期大学設置基準を満たしている。校舎面積は、7,343 m²（大学との共用部分を含む。）であり、短期大学設置基準に定める基準校舎面積を満たしている。

運動場は、17,175 m²あり、体育の授業だけでなく、令和5（2023）年度に再創部された女子ソフトボール部にも使用できるよう整備した。

障がい者対応として、A棟、C棟にエレベーター、車椅子対応トイレを設置、校舎はバリアフリー化されている。C棟1階に「みんなのトイレ」を設置し、性同一性障害に関する社会生活上のさまざまな問題を抱えている学生が使用できるよう環境を整えている。

C棟には、教育課程に基づく授業を適切に行うための講義室・演習室・実習室を設けている。実習室として、こども学専攻では、図工室、音楽室、ピアノ練習室を設けている。特にピアノ練習室には、電子ピアノを置き、自主的に練習が出来る環境と整え、学生から要望があれば教員が指導を行っている。

図書館においては、開館時間は、午前8時45分から午後6時である。原則平日のみ開館しており年間開館日は225日である。閲覧座席数は、227席あり年間利用者数は10,139人、一日平均45人利用している。活字離れの現代において、利用者数を増やすため、毎月委員会で検討し、「図書だより」の発行、図書館入口のスペースを利用し、最新の話題本等情報発信を行っている。学生の自習空間を提供している。

貸出状況は、令和6（2024）年度の貸出冊数は1,445冊のうち学生への貸出冊数は772冊であった。本学から他大学への文献複写依頼数は23件であった。大学との共用であるが、書庫スペースと閲覧室とを設置している。アクティブラーニングスペースとサイレントスペースに分かれているため、学生が自由に討論する空間と、自主学習する空間とに分かれて行うことが可能である。授業用の領域別参考図書、関連図書を随時補充している。図書の選定においては、附属図書館会議において選書を検討し、大学祭では古本のバザーを実施し、バザーで得た収入で学生からのリクエスト本を購入している。

体育館においては、令和4年4月にリニューアル工事が完了した。体育館面積は、1,745 m²あり、体育館内にあるミーティングルームは、講義や会議に使用することが可能であり、座学講義後、アリーナにて実践動作等を確認することができ、教員・学生に好評である。アリーナには観覧席（約120席）あり、地域住民賃借可能と周知している。同時に体育館LAN工事を行いオンライン授業環境も整えている。

また全館トイレリニューアルも行い、特にC棟1階に設置されている女性用トイレ（パウダールームの新設）においては他大学に無い本学独自のデザイン（鈴鹿市伝統産業伊勢型紙にて本学独自の「唐草華」文様と鈴鹿市の花「サツキ」）が施されており、学生にも好評で

ある。学生・キャリア支援課に個別面談等幅広く利用できるスチール間仕切りを設置し、キャリア相談ができる体制を整えている。

学内のネットワーク環境についても改善を行い、回線速度をこれまでの 1 Gbps から 10Gbps へ引き上げ、ほぼすべての校内において Wi-Fi を使用できる環境を整備している。さらに Google Workspace を中心としたシステムを導入することにより、電子メールやオンライン授業等の充実が図られ、学生にとってより良い環境で学修ができている。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準III-B-2 の現状>

施設設備などの維持管理を適正かつ合理的に資することを目的に、学校法人享栄学園物件管理規程を整備し、消耗品の管理も含め、適正な管理に努めている。防火・防災対策のため、学校法人享栄学園防火防災管理規程を整備し、火災・地震の安全確保のため、消防設備、電気設備などの定期点検を実施している。避難訓練については、年1回学生、教職員合同で避難経路、避難場所の確認を行い、安全な環境保持ができている。なお、卒業生には卒業記念品として、一人ひとりに防災グッズを贈呈している。この防災グッズは通常は学内にて保管しており、万一の場合に使用できるよう保管している。

なお、鈴鹿市と「大規模災害時における避難場所としての仕様に関する協定」を締結、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と「災害発生時における相互協力に関する協定」を締結しており、年1回鈴鹿市在外ボランティアセンターが主催する研修会に教職員が参加し、近隣住民が一時避難所として本学に避難してきた際の大学に課せられた役割について確認している。コンピュータシステムセキュリティ対策は、外部からの不正侵入を防ぐためのファイアウォールやアンチウイルスソフトの導入のほか、必要に応じたアクセス制限を設け、防御措置を講じている。

省エネルギー対策については、エネルギー資源の価格上昇に伴う燃料費調整額の高騰により、電気供給業者の見直しを隔年で行っている。

以上のように本学では、施設設備の維持管理を適切に行っている。

<テーマ 基準III-B 物的資源の課題>

消防設備、エレベーターの老朽化に伴う設備の改修計画を早急に立て、実施していく必要がある。

<テーマ 基準III-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準III-C-1 の現状>

技術的資源は、全学的な立場から導入・更新の企画を立案、予算化し、実行している。具体的にはウェブポータルシステム（Campus Plan）を導入し、学務・教務情報システムとして教務連絡、時間割管理、履修登録管理、成績管理、シラバス管理、学生情報検索管理等を行っている。情報インフラの整備についても、授業のニーズに応じ、情報端末などの利用を可能にするため、整備を行っている。

情報技術の向上のための学生に対するトレーニングは、コンピュータ室2室（B 201・B 202 教室）に設置されたコンピュータを用いて、情報系科目の授業内で行っていたが、新入生には PC の必須化、在学生には貸出用 PC を準備し、学生がコンピュータをいつでも利用できる環境が整ったため、令和5（2023）年度にはコンピュータ室2室を通常の講義でも使用できる講義室へ変更を行った。

学生には Google 及び Microsoft アカウントを発行し、Google Workspace for Education 及び Microsoft Office のアプリケーションが使用できるようにしている。貸出用 PC には、情報系科目の授業や、ゼミナール、学生の個別学習に必要な次のソフトウェアがインストールされている。教職員向けのコンピュータは研究室や事務局に整備され、業務に必要な次のソフトウェアがインストールされている。

さらに学内のネットワーク環境については回線速度を 10Gbps とし、ほぼすべての校内において Wi-Fi が快適に使用できる環境となっている。Google Workspace を中心としたシステムを導入することによりって、授業において Google Classroom を使用して事前予習・復習に活用し、電子メールやオンライン授業等の充実が図られるとともに、様々なアプリケーションを使用してアクティブラーニングを行っている。これらのことから学生にとってより良い環境で学修ができるようになった。

以上のように本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

【学生用ソフトウェア名】

種別	ソフトウェア名
OS	Windows 11 Pro
ブラウザ	Google Chrome
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2021 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook)
セキュリティ	Windows セキュリティ
PDF	Adobe PDF Reader DC
メディアプレーヤー	Windows Media Player

【教職員用ソフトウェア名】

種別	ソフトウェア名
OS	Windows 10 Pro / Windows 11 Pro
ブラウザ	Google Chrome
ビジネス	Microsoft Office Professional Plus 2019 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook) Microsoft Office Professional Plus 2021 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook) Microsoft Office Professional Plus 2024 (Word, Excel, PowerPoint, Access, Outlook)
セキュリティ	Windows セキュリティ
PDF	Adobe PDF Reader DC
メディアプレーヤー	Windows Media Player
DVD 再生	VLC メディアプレーヤー

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

IT 社会の進歩にあった教員の情報技術の向上をはかり、プログラミングなど積極的に授業に取り入れることが可能になる設備を整える必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和2（2020）年度から G Suite for Education により、課題資料提示型・オンデマンド型・オンライン型それぞれの授業が展開している。

学生にとって学修課題の提出が増えたことはあっても学修場所や学修時間の選択に幅ができ、多様な授業が展開されて対面授業と同じ学生の満足度の高い学修の深まりがあり学生へのアンケート調査からも明らかになっている。

G Suite for Education は令和3（2021）年度から Google Workspace for Education として機能がより充実したものとなり、全学 FD・SD 研修会を通してその活用法を共有し、遠隔授業のみにとどまらず対面授業においても常に活用し効率的で効果的なアクティビティーニングの授業展開が行われるようになってきた。

[テーマ 基準III-D 財的資源]

[区分 基準III-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準III-D-1 の現状>

過去5年間の法人全体の資金収支及び事業活動収支（法人全体・大学部門）は、下表のとおりであり、計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

資金収支の状況は、翌年度繰越支払資金の令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比較すると、42%減少している。特に、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度は、中期事業計画Action2021～2025の事業計画に基づき、キャンパスリニューアル事業を実施し、支出が増加したことで、前年度から翌年度繰越支払資金が大きく減少している。また、令和6年度決算は、令和4年度及び令和5年度の入学者数減少が大きく影響し、学生生徒納付金収入の減収が大きく影響し、翌年度繰越支払資金が減少している。

◆過去5年間の資金収支

（学校法人全体）

（単位：百万円）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
前年度繰越支払資金	358	367	286	228	277
当年度資金収入	981	1,027	1,245	820	759
資金収入の部合計	1,339	1,394	1,531	1,048	1,036
当年度資金支出	972	1,108	1,303	771	823
翌年度繰越支払資金	367	286	228	277	213
資金支出の部合計	1,339	1,394	1,531	1,048	1,036

事業活動収支の状況は、支出超過が続いていること、令和6（2024）年度の収容定員充足率は、法人全体で60.7%、大学では67.7%のため、収容定員未充足による収入減が大きく影響している。このような状況を踏まえ、教育・研究水準の維持継続のために必要な予算は確保しつつ、経常収入が減少しているため、収支差額のマイナスが継続している。一方、人件費は、役員報酬の大幅な減額及び教職員の定期昇給未実施などにより人件費支出の増加を抑制している。経常的経費の支出は、効率化を図るとともに経費圧縮を継続的に実施している。

◆過去5年間の事業活動収支

（学校法人全体）

（単位：百万円）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
事業活動収入	963	877	754	679	734
事業活動支出	990	961	982	876	874
基本金組入前当年度 収支差額	△27	△85	△229	△197	△140
当年度収支差額	△47	△184	△373	△201	△143
翌年度繰越収支差額	△2,856	△3,040	△3,413	△3,612	△

(短期大学部)

(単位：百万円)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
事業活動収入	159	145	163	98	78
事業活動支出	211	201	207	185	144
基本金組入前当年度 収支差額	△52	△57	△44	△87	△66
当年度収支差額	△52	△57	△44	△87	△66

貸借対照表の状況は、令和6（2024）年度末における財務比率で分析すると、純資産構成比率は83.4%となっており、全国平均並みの状況であるが、流動比率は69.3%、内部留保資産比率は△11.8%、積立率は5.9%となっており、「令和6年度版今日の私学財政大学・短期大学編（日本私立学校振興・共済事業団）」大学法人規模別平均（令和5年度実績）と比較すると、平均より下回る結果となっている。

退職給与引当金については、退職金規程に基づき、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用規程及び資産運用基準を整備しており、規程に基づいた運用がなされ、運用状況については、常任理事会、理事会に報告している。

令和6年度（2024）年度の大学の経常収入に占める教育研究経費の割合は、47.3%となっている。比率が高い要因は、学生数の減少に伴い、学生生徒納付金収入の減収が割合を高めていること及び奨学費支出が多いことが要因でもあるが、結果として、教育・研究活動に必要な予算を執行し、維持継続していることが割合を高めている。さらに、施設設備、図書等の予算は確保され、資金配分は適切であるといえる。

公認会計士の監査意見への対応は、公認会計士による監査計画に基づき、監査を実施し、独立監査法人の監査報告書では、会計年度の経営の状況及び財政状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めている。

寄付金の募集は、学術研究及び教育活動の充実を目的とする受配者指定寄付金、特定公益増進法人に対する寄付金（鈴鹿大学応援募金）の募集を継続的に行ってている。学校債の発行は、行っていない。

短期大学部の過去3年間の入学定員充足率および収容定員充足率は、下表のとおりである。過去3カ年の入学定員充足率および収容定員充足率は100%を達成することはできていない。また、短期大学部は、令和7年4月から学生募集の停止を決定しており、その影響もあって、令和6（2024）年度入学者数については、さらに減少した要因であると言える。

◆直近3年間の入学定員充足率および収容定員充足率（短期大学部）

※令和7（2025）年5月1日現在の学生数

	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
入学定員	90人	90人	90人	募集停止
収容定員	180人	180人	180人	90
入学者数	44人	37人	19人	募集停止
在籍者数	91人	80人	58人	18人
入学定員充足率	50.6%	44.4%	20%	募集停止
収容定員充足率	48.9%	41.2%	32.2%	20%

本法人の中期事業計画は、令和6（2024）年度の理事会において、令和6（2024）年度から5カ年の経営改善計画を策定し、承認されている。計画の策定に当たっては、理事及び管理職を構成員とする経営教学ミーティングにおいて、意見交換を行い、関係部門の意見を収集するとともに、事業計画を策定し、目的達成のために取り組んでいる。

承認された経営改善計画は、教職員全体会にて具体的に説明している。

年度予算は、前年度の3月に開催される評議員会で意見を聴取し、理事会で承認され、部門別で予算管理されている。予算の執行に当たっては、予算管理者の承認を得て、予算が管理され、学校法人享栄学園経理規程および関連諸規程に基づき、会計処理がされている。また、予算執行状況は、定期的に総務・財務課からデータが配信され、予算部門別に管理している。

日常的な出納業務は、総務・財務課の課員が担当を分担し、事務システム（キャンパスプラン）と会計システムのデータを活用しながら円滑な業務を行っている。

資産及び資金の管理は、会計システムで管理し、各種台帳および試算表で確認し、適正に管理され、事務局長を通じて理事長に報告している。

以上のように本学では、財的資源を適切に管理している。

[区分 基準III-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準III-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準III-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）は、教育活動資金収支差額が3カ年継続してマイナスのため、令和6年度の区分は「D2」となっている。

本学園は、経営改善計画に基づき、併設の短期大学部を令和7（2025）年4月から学生募集の停止を決定している。

大学では、教育内容の質の充実を図るため、強み・弱みなどの客観的な環境分析を実施し、部門ごとに行行動計画の振り返り、評価を行い、課題を抽出して強みは募集活動等にも積極的に広報している。弱みについては、改善に取り組むための具体的な行動計画について、経営改善計画に反映している。

学生募集は、入学定員の充足を100%達成するため、大学の教学の魅力を積極的にホームページやガイダンス等で広報し、学生確保に努めている。18歳人口の減少、若者の県外流出率の高水準、社会情勢の変化など大学を取り巻く環境は増え厳しくなっているが、安定した財政基盤を確立するためには、学生生徒納付金収入を安定的に確保していくことが最も重要なことであり、学生の確保を最重要課題に位置付け、学生募集活動を行っている。

人事計画については、大学設置基準上の最低必要教員数を念頭に教員数を配置し、中期的な人事計画を策定している。今後は、財政状況を踏まえながら、経営改善計画に基づき、法人と緊密な連携を図りながら教職員全体の適正人数を管理しながら運営していく。

本法人は、経営改善計画および単年度事業計画と予算について、その都度、教授会、教職員全体会で説明している。理事長は、全教職員を対象に学園の厳しい財政状況について説明を行い、今後の運営方針を述べ、危機意識を共有するとともに、教職員全員が一体となって取り組むことを確認している。

経営情報の公開は、学校法人享栄学園寄附行為に基づき、本法人の公式サイトにて年度別の事業計画、予算、事業報告、計算書類、財産目録などを公開している。

以上のように本学では、財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

<テーマ 基準III-D 財的資源の課題>

令和7（2025）年4月からの学生募集の停止のため、限られた収入の中で、支出の削減に努める。

<テーマ 基準III-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準IV 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事会運営]

[区分 基準IV-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

箕輪田理事長は、学校法人享栄学園寄附行為に示されている目的に基づいて、各所属の運営状況を把握して経営に当たり、理事長は、学校法人享栄学園寄附行為第11条（理事長の職務）に定めるとおり、この法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、監事による監査を受け、理事会において決算及び事業報告書について決議し、決議を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告して意見を求めており、適切に業務を執行している。

[区分 基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準IV-A-2 の現状>

理事会は、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事選任規程により選任され、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事会会議規則により社会的責任及び法的責任を認識しながら大学の運営に当たっている。

理事会は、学校法人享栄学園寄附行為をはじめ、学校法人享栄学園理事会会議規則、学校法人享栄学園常任理事会運営規程、学校法人享栄学園管理規則、学校法人享栄学園理事会業務委任規則、学校法人享栄学園組織規程、鈴鹿大学学則、鈴鹿大学大学院学則など大学の運営に必要な規程を整備している。理事は、学校法人享栄学園寄附行為および学校法人享栄学園理事選任規程に基づき、本学園の建学の精神について十分な理解と本学園の健全な経営について学識及び識見を有しているものが選任されている。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準IV-A-3 の現状>

理事は、旧私立学校法第38条（役員の選任）に基づき、旧学校法人享栄学園寄附行為第6条（理事の選任）により定められ、令和7（2025）年3月31日現在では5名の理事が選任されている。また、旧学校法人享栄学園寄附行為第10条（役員の解任及び退任）第2項第4号には、役員の退任事由として、「旧私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と定めていることから、旧学校法人享栄学園寄附行為

に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

学園財政が厳しい状況にあるため、経営改善計画の進捗管理を組織的に実施し、学園全体で現在の課題に取り組むこと。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長のリーダーシップのもと、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の3つの方針を基に、教育の質を体系的・組織的に向上させるための仕組みを構築し、学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。

ディプロマ・ポリシーに則した履修目標及び到達目標の明記とともに、全ての開講科目で成績評価ループリックを作成し、評価の観点を明確に学生に示し、学習成果の可視化に努めしており、シラバス及びループリックは教務委員長・学科長・学長による記載内容点検が行われている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

学習成果の獲得状況を学生にとってより分かりやすく可視化することが今後の課題である。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人享栄学園寄附行為第14条（監事の職務）に基づき、学園業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況等を定例（隔月）で監査している。

監事は、理事会及び評議員会に毎回出席を求め、出席している。議長から監事に必ず意見を求め、必要に応じて意見を述べている。

監事は、公認会計士監査の計画、方法及び監査結果の報告を求め、隔月で実施している定例監査では、会計帳簿、証憑書類、議事録の実査、照合等の監査を行っている。公認会計士による決算監査終了後には、公認会計士と監事との意見交換を行い、理事長、常務理事、学長及び管理職が出席する監事監査を踏まえ、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、旧学校法人享栄学園寄附行為第18条（評議員会）第2項に「評議員会は11人以上19人以内の評議員をもって組織する。」と定められており、令和7（2025）年3月31日現在では理事5人に対して、評議員は13人となっており、理事の2倍を超える数の評議員を持って適切に組織している。

評議員会は、私立学校法に従い、旧学校法人享栄学園寄附行為第20条（諮問事項）に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項は、意見を聴取し、適切に運用している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

内部監査体制を構築し、教学面及び経営面における監査活動を実施するとともに、公認会計士との連携を強化して監査活動の充実を図る。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、本学のウェブサイト上で教育情報を公表している。

私立学校法及び学校法人享栄学園寄附行為第 36 条（情報の公表）に基づき、監査報告書、財産目録、収支計算書及び事業報告書を本学園のウェブサイトで公表している。また、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準についても、本学園のウェブサイトにおいて公表している。

令和 4（2022）年 3 月に制定した自主的な行動規範であるガバナンス・コードを活用し、建学の精神、学校法人運営の安定性、教学ガバナンス、公共性・信頼性、透明性の確保・情報公開に努めている。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

情報公表の課題は、高い公共性と社会的責任を有しているため、情報の公表・公開に際し、分かりやすく解説などを含め丁寧な資料を作成すること。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事会資料等について、大学運営に関する重要議案に対し、適切な判断が行えるよう客観的なデータ等に基づく資料の作成に取り組む。

私立学校法の改正及び寄附行為の変更に基づき、ガバナンスが機能するか諸規程の点検を実施し、また、監事による監査体制の強化を図る。

情報公開資料について、公開している内容が理解されているか定期的に学外者からの意見を聴取する機会を設ける。